

## 第7回環境社会配慮審査会

日時 平成18年 8月 28日(月) 14:00 ~ 17:15

場所 JICA本部11階テレビ会議室、JICA兵庫テレビ会議室

### 出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
委員	平山 義康	大東文化大学 環境創造学部 教授
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部 研究主任
委員長	村山 武彦	早稲田大学 理工学部複合領域 教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン 学部環境・建築デザイン学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士

### 欠席委員

臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科 講師
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学 文学部総合文化学科 助教授
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学 国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局 練馬東営業所長
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 助教授
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員	田中 章	武蔵工業大学 環境情報学部環境情報学科 助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院 法務研究科 教授
委員	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長

### 事務局

木下 俊夫	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

村瀬 憲昭 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・  
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

臼井 俊二 財団法人 自然環境研究センター

**村山委員長** それでは、時間を過ぎましたので、第7回の環境社会配慮審査会、始めたいと思います。

まず、第1議題ですが、フィリピンのCALA東西道路事業化促進調査のドラフトファイナルの答申案に関する件です。まず、事務局からコメントと答申文案について簡単にご紹介ください。

**比嘉** 環境社会配慮審査チームの比嘉です。お配りしましたコメントと、それから答申文案についてご説明させていただきます。コメントについてであります。遠藤委員、柳委員、そして平山委員からいただきました。さらに、本日、中谷委員からメールをいただきまして、特にコメントはないという旨、連絡をいただいております。

まず、コメントについて、数も少ないので順に紹介させていただきますが、報告書全体に関して遠藤委員から、全般に関するコメントをいただいております。答申文案の方も、それをほぼそのまま生かすような形で、とりあえず起案させていただきました。その下、2番目になりますが、道路網整備のシナリオについて、遠藤委員からのコメントをいただいております。これも若干体裁を整えさせていただいた上で、そのまま答申文案とさせていただきます。

その次の3つになりますが、こちらは大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の影響についてのコメントをいただいておりますので、関連するものとして1つに取りまとめてみました。ポイントといたしましては、まず、今までの調査で得たデータを、再度、精査するという。その結果、具体的な対策を提言するという。そして、その際には費用対効果の高い措置を講ずることをポイントとして考えております。

最後になりましたが、遠藤委員から住民移転世帯のインベントリー調査に関するコメントをいただいております。これは要望ということで、ほとんどそのままの形で文案に入れさせていただきます。ということで、ほとんどいただいたコメントを、若干体裁を合わせるような形はしておりますが、そのまま使うという形にしております。

3番目の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動については、こちらの案として1つにまとめさせていただきますましたが、もしこれを3つ、あるいは2つに分けた方がよいというようなご提案がありましたらお伺いしたいと思います。また、これにつきましては、特に要望か提案かという分類はなかったのですが、要望という形でもよろしいでしょうか。この点についてお聞かせいただければ幸いです。

**村山委員長** どうもありがとうございました。

今回のコメント、ほかの案件に比べますと分量が少ないのですが、具体的にコメントをお出しいただいた委員の方々に、こういった文案でよいかどうかという点を、まず、ご検討いただきたいと思います。それで今回、今日で一区切りとなりますので、残り時間がないということがありますから、事務局としては、できる限り今日の時点で答申文案を確定させたいということがあるようです。その点も踏まえてご意見、ご議論をお願いしたいと思います。具体的には、ご出席の委員でいきますと、遠藤委員、平山委員のお二人なのですが、遠藤委員はいかがでしょう。

**遠藤委員** 私のコメントをほとんど採用していただいていますので、評価したいと思います（笑声）

**村山委員長** わかりました。平山委員はいかがでしょう。

**平山委員** 私もここに書かれているとおりで、特に問題はないと考えております。

ただ、もう一つ加えるとすると、測定するときの調査の精度といいますが、環境基準等の精度のレベルと調査するときの調査手法の精度のレベルの問題があります。これがずれていた、10倍か、100倍か、調査の精度が甘かったという例が以前あったのですけれども、そのようなことが起こらないようにするということがつけ加えられればよいと思うのですが、特にこのように書いてあれば問題はないと思っております。

**村山委員長** そうしますと、今の点はもう既に文案の中に含まれているという理解でよろしいですか。

**平山委員** はい。

**村山委員長** わかりました。あと、項目の位置づけですが、3点目についても要望という形でよろしいですか。

**平山委員** はい、結構です。

**村山委員長** そうしますと、きょう事務局に用意していただいた文案で特に問題はないとい

うこととなりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

**遠藤委員** 結構です。

**村山委員長** この案件については、一度、スコーピングの段階でかなり議論をしておりますので、その段階でクリアされた問題は既に除かれているということがありますから、ほかのものに比べると大分量、数が減ってきたのだと思います。ただ、欠席の、まだおみえになっていない委員がいらっしゃいますので、この文案をベースにして、現在いらっしゃらない委員については確認をした上で、最終的な答申文というようにさせていただきたいと思います。

以上のようなまとめでいきたいと思いますが、この案件、議題について何かございますでしょうか。 よろしいですか。それでは、第1議題については、そういう形で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

今日は、あと第1期の審査会のまとめに関する検討、それから、その他ということになります。いつもと違って大分時間的に余裕があるのですが、それでは、第2議題について議論をお願いしたいと思います。これまで何度か検討をお願いして、最終的にきょう印刷していただいている文案を用意しております。これは既にメールでも委員の方々にはお送りしたものですけれども、特に幹事の満田委員にご尽力いただいて、各委員からお出しいただいたコメントを項目ごとに分類、整理をしていただいたものです。それをベースにして内容をまとめております。基本的には、そういった整理については大きくはいじっておりません。

簡単に、ちょっと文案をご紹介したいと思います。まず、私の方で簡単に報告の趣旨について最初の紙でまとめています。これはまだ十分にご議論いただけていないので、もしこれについてもご意見がありましたらお願いしたいと思います。

内容としては、年次報告以外に2年間のまとめとして報告を出すということです。これまでの審査会の成果としての部分と、それから今後の課題の部分をもとめたと。第1期ということがありますので、かなり過渡的な検討を行わざるを得なかったということもありますので、その点も踏まえて、こういった報告をまとめたというようなことを簡単に書いております。

2ページ目が審査会の名簿ということで、役職は今月の時点というようにしましたが、もし異なっている点があればぜひお出しいただきたいと思います。それから、下の方に委員長、副委員長、幹事についての担当期間を簡単に書いています。

2ページ目以降が本文ということになりますが、最初のページが審査会を行ったことの効果ということで大きく4つです。透明性/説明、調査/環境社会配慮の質、JICA・調査団の

能力・認識、相手国/現地、その他ステークホルダーへの影響という点でまとめられています。

次の項目から今後の課題ということで、ここでは大きく現行のガイドラインの範囲内で運用も含めて今後改善が望まれる。そういった点が最初にあります。その後、ガイドラインそのものの改定というようなところです。現行ガイドラインの範囲の中でということでは、調査そのものの改善というようなことで調査の設計であるとか、あるいはステークホルダー協議、それから戦略的な環境アセスメントという3点が具体的に挙げられています。

3ページ目の下の方で、ガイドライン運用の改善ということで4ページ目に入りますが、審査会の位置づけとか役割、それから審査の基準、運用指針などの策定、相手国の制度/能力、さらに5ページ目にいきましてフォローアップ/検証/最終報告書への反映、留意事項、その他と。ここは分量が多くなっていますが、こういった点が挙げられています。

それから、審査会の運営の改善ということで、このあたりも結構何度か出てきていたと思いますが、審査会の役割とか構成、人数、それから答申の作成、検討、反映、あるいは検討の時間、情報共有、収集等、そういった点が挙げられています。ここまでが現行のガイドラインの範囲の中でということです。

2)として、ガイドラインの改定を視野に入れた場合、どういう課題があるかということで、基本的事項、それからプロセスといった点、2点について具体的に示されています。

以上、本文としては7ページになりますが、こういった点について2年間、委員の方々がお感じになった点を項目別に整理をしていただいたということです。

添付の資料として、各委員からお出しいただいたコメントについて可能な限り書式を整えて掲載をしています。ちょっと分量が多かったのでポイントを少し落としてまとめていますが、内容は基本的にはいじっていないと思います。ただ、若干語句の表記が違っていたり、例えばカテゴリとか、ステークホルダーとか、どちらかという片仮名になっているものが少し表記が違ったりしたということがありましたので、それはガイドラインの本文に合わせて修正をしたりしています。これも文章という形でまとめていただいたものについては、すべて添付資料という形で一応、載せてみました。やや分量が多くなっていますが、こういう形で、とりあえず案ということでまとめたことになります。

これについてどの点でも構いませんのでご議論いただいて、皆さんと顔を合わせてご議論いただくのはきょうが最後になりますので、できる限り最終版という形でまとめたいと思っています。時間はたっぷりありますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。感想も含めてお願いできればと思います。 では、整理をお願いした満田委員はいかがでしょう。

**満田委員** 若干感想も交えてなのですが、コメントを考える段階で一番迷った点は各案件についてどこまで踏み込んでいくのが適当なのか、そこら辺の部分で非常に迷いがありました。これは審査会の各委員のそれぞれのお考えとか、審査会とのかかわりは、かなり委員によって、それぞれにかかわり方があったと思うのですが、私は議論を通じて一番よりよい解みたいなところに到達できればと考えておりましたので、JICAさんとの議論というのは、私としては大事であったと考えております。審査会には審査会としての独立した機能というのが重要ですし、JICAさんとしてはJICAさんとして協力事業の実施機関としてのお立場というのがあるわけなのですが、とはいえ、ガイドラインに基づいて審査をやるということから、やはり議論してこうすべきだという落としどころといたしますか、回答は複数あるかもしれないですし、ぼんやりとした範囲があるのかもしれないですが、あるとは思っているのです。

ですから、私としては、より審査会の場でもっと厳しい議論といたしますか、JICAとしてはこう考えているというのを審査チームさん、あるいは現課の方々に言っていただきたい。今後も言っていただきたいと思ひますし、審査会の委員としては各専門性。私はかつての経験ですとか、あるいは自分のもっている知見に照らしていうべきことはいくべきだと考えておりますので、そこら辺、もっと今後ぎりぎりとした議論が活発に行われるといいなということを考えております。

ですから、これは私の意見なのですが、JICAはJICA、審査会は審査会というような切り方ではなくて、審査会は独立しつつも、JICAのオペレーションというものを議論を通じてよく理解して、オペレーションを改善していくような方向で提言ができれば一番いいのかなと感じました。若干感想も含めてですが.....。

**村山委員長** ありがとうございます。今の点は、特に5ページの審査会の運営の改善というところですね。この中の、特にc)答申の検討/反映というところで、委員の間で必ずしも意見の統一があったわけではないということで、真ん中あたりに、 ということで両方意見を整理していただいていますけれども、この点はなかなか議論を始めると終わらないような気もしますが、私自身もこの点については、時間的にだんだんJICAとの関係も変わってきたなという点もあるような気もするのですけれども、今後も恐らくこの点が議論になるような気がしますので、ぜひ今後もお検討をお願いしたいなと思ひています。とりあえず、この点について

は両方意見があったので、こういう整理にしてあるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

**和田委員** 今の点に関して若干議論してもよろしいですか。

**村山委員長** 結構です。

**和田委員** 6ページのc)答申の検討/反映というところで、まず第1に、答申の内容については審査会が責任を負う。それから、それをどのように反映させるか、反映させないのかも含めてJICAが責任を負う。こういう提案だと思うのですけれども、このことと審査会とJICAが対等の立場で議論を深めていくということは両立すると思っています。

私自身、インドネシアのバリ州の案件で、JICAの方、調査団の方、コンサルの方、合計5、6名でわざわざ大阪まで来ていただいて議論をしたことがあるのですけれども、あの議論によって、より双方の理解は少なくとも深まったのだろうと。深まった上で見解の相違が残ったということになると思うのです。ああいう議論を深める機会というのはぜひとも必要だし、それがないとお互いわかり合えないまま、違った意見のまま終わってしまうということになると思っています。できれば、ああいった議論を本当は審査会の中でももっとやるべきだったのかなと思っています。その意味で、先ほど満田委員がいったお互いの活発な議論というのですか。それはぜひとも必要だし、これまで以上にふやしていくべきかなと思っています。

**村山委員長** それでは、今の点は多分委員の方々、いろいろとお感じになっている点があるような気がしますので、今の点に関連して何かありましたら……。

**松本委員** 今の点ですけれども、まさに和田委員が、くしくも委員会の場でやれたらよかったというようにおっしゃっていましたが、一番難しいのはそこかなと思うわけです。つまり、前回の委員会で厳しい意見をいていた委員が、次の回ではもうそれは承諾済みみたいなものが議事録にあらわれるのは、もともと書いてある会の透明性であるとか、アカウントビリティというところから来ると、非常に疑問を投げかけられてしまう点だと思うわけです。つまり、委員自身がJICAと議論するには、やはり委員会以外の場でより議論が必要なのですが、それは透明性は確保されないということで、少なくとも、委員がどうしてそこに納得したのかということを委員会の場で説明しないと、その部分は維持できないと思うので、より多くの議論が必要であると同時にどうやってそれだけの長いプロセスを我々として、できるだけアカウントビリティを確保してやっていくのかというところは両立させないといけないと思います。

**遠藤委員** 私はバリ州水資源開発・管理計画調査の担当委員ではなかったのですが、少なくとも、委員会で議論された内容は非常に消化不良だったと拝聴していました。委員会の中での議論で私も納得できないような状況で終わってしまったという意味で、非常に残念でした。

**満田委員** 具体的には、どういうところがあるのですか（笑声）。

**遠藤委員** 具体的なやり取りは忘れましたが、印象としては、私の質問にたいして的確な回答が調査団の方からも聞かれなかった。それから、調査内容の説明会で、調査団およびJICA関係者も参加していたのですが、この案件の方向づけが明確に説明できていなかった。案件ありきで、そちらへ結びつけようとしているという点を、我々委員の中で指摘していたのですが、明確な答えがなかったような記憶があります。

**満田委員** ありがとうございます。

**村山委員長** ほかにいかがでしょう。

**渡辺** 文章の記載の仕方の確認で、今の議論の仕方について、のところがありますけれども、その前の答申の内容についての責任は審査会が負い、答申の反映についての責任はJICAが負うという「役割分担を明確にすべき」と書いてあるのです。「明確にすべきである」というように書くと不明確であるというご指摘になるかと思うのですが、役割分担は割とはっきりしていて、むしろ答申をどう書くかという方の問題かなと思われるのですが、もし役割分担が不明確という意味であれば疑問が残りますし、あるいは役割分担が明確であれば、その役割分担を踏まえて というように書いていただいた方がいいかなと思います。

**村山委員長** 満田委員、この点はどうでしょうか。

**満田委員** 例えば「役割分担を踏まえ」とかはいかがでしょうか。

**和田委員** これは、たしか濱崎委員の意見の要約だと私は思っていたのですが、濱崎委員は来ておられないですね。12ページの真ん中より少し上くらいになると思いますけれども、「環境社会配慮審査会は、JICAの諮問機関のひとつです」という一段落のところの要約ではないのでしょうか。

**満田委員** ここもあるのですが、ほかにも同様の趣旨のコメントを出された委員がいたような気がして、複数の意見をまとめたように記憶しているのですが、それがどこに、どの委員だったかが思い出せないのですが、ご指摘のとおり、ここの部分も踏まえられていると思います。

**松本委員** 田中奈美委員のところにもありましたね。

**満田委員** そうですね。



**松本委員** 田中委員の方は、現行のやり方でやむを得ないという意見だったと。多分10ページの下の方の のところのポツの2でしょうか。

**田中(奈)委員** 今の話ですと、私の書かせていただいた内容からいいますと、 の上から3番目のところだと思いますね。ですから、私の意見と、先ほど出てました濱崎委員の意見と合わせたのが本文の方に載っているというように私は解釈しておりますが.....。

**満田委員** そのとおりです。

**和田委員** そうすると、田中奈美委員と濱崎委員の意見、かなり正確に要約されているのかなという気がするのですが、役割分担が明確でないから明確にしてほしいということではないのでしょうか。そうすると、私は原文のままでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

**村山委員長** ということですが、いかがでしょうか。

**渡辺** わかりました。そうすると、役割分担を明確にすべき内容は、その下に書いてある、 という議論があるということで理解をするというように解釈するという理解にしたいと思えます。

**村山委員長** 恐らく、今の点は先ほど和田委員からも、あるいは松本委員からもご指摘いただいたような、つまり、答申案ができてからの議論で内容がかなり変わる場合があったわけですね。その点について、どうも審査会とほかの主体との関係が不明確になっているのではないかとというような点が、皆さんの中に一部あるのではないかと。その点が多分書かれているように思います。そうしますと、特にこの部分については修正はしないでいいかなということですね。

**平山委員** 私もJICAと審査会の責任分担を明確にすべきであるという意見は、何度か出した記憶がありまして、前回もそれを申し上げたのですが、この答申の内容についての責任を審査会が負うということについても、私が疑問に思っていることとの関係で、この文章にはまだ問題が残っていると考えております。

どうということかといえますと、答申の内容についての責任を、審査会が負うといってしまうと、前回も少し申し上げたのですが、審査会の審査委員が答申の中身についての責任ももつことになります。私も委員の一人なのですが、実際におまえてといわれたら、私はここで提供されている情報だけで、責任ある判断を示す気にはちょっとなれないですね。これは役所にいたときの経験から申し上げるのですが、責任をもって判断するためには、もっといろいろなことを調べまくって、これはおかしいと思ったら現地に行って、そのぐらいのこと

をやった上でないと私としては、こういう結論ですということを申し上げる気にはなれない。

とすると、そういう意味で責任をもって物をいう、それから答申案をまとめる立場にあるのはどこかという、それはJICAしかないのではないかということです。JICAに必要な専門家をすべて集めておいて、情報収集をして、答申案としてはこれでいいというのをまずはまとめていただいて、それを第三者機関で第三者の目からみて、ここはどう、あそこはどうという意見を出してもらって、それをまたJICAの方へ持ち帰って、さらに例えば調査をするべきである、もしくはするべきでないという議論をしていただきたい。その場合、こういう根拠で調査をするべきである、また調査するにはお金がかかるわけですから、いわれたとおりを調査すればいいというものではないので、こういう根拠で調査をする必要はない、ということ、だれかが責任を持って把握している事実に基づいて判断しないといけないと思うのです。その意味での責任というのは、私はJICAにはかなり優秀な方がそろっておられるとは思いますが、専門分野が万遍なくカバーされているかという、うーんと思いますし、その意味での責任の取り方というのは、まだまだ十分できるような体制にないのではないかと思います。

ですから、答申の内容についての責任は審査会が負うと書いてあるのですが、私の基本的なポジションというのは、それはできないんじゃないかということなのです。少なくとも、私にはそれはできませんと言わざるを得ません。答申案をみせられたときに、ここはおかしいんじゃないですか、ここは議論されているんですかとか、そういうチェックはできますが、その範囲内の責任しか私にはとりようがないということなのです。

それで前回も申し上げましたけれども、JICAの体制が十分なのだろうかということが非常に気になってきたのです。特に後半、気になってきたのですけれども、その点については非常に悲観的な観測、結論をもっております。この間の人事異動で、それに輪をかけたような印象を受けておまして、一体、これはどうなるのだろうかという気がしております。これからJICAの組織そのものが大きくなるということもありまして、なかなか責任分担の明確化というのは非常に難しい問題を抱えているのではないかと考えております。

**村山委員長** 今のご意見の確認なのですが、審査会が諮問を受けて答申するというスタイルについては了解されていると。

**平山委員** もちろん、そういうことです。

**村山委員長** ただ、その場合の答申案については事務局の方で作成した上で、それに対する

チェックを審査会がやると。そういうスタイルが望ましいのではないかというご意見というように理解してよろしいですか。

**平山委員** 私はそう考えております。専門家の質からしてですね。

**松本委員** 今の平山委員のご意見ですが、私は、もしかしたら答申というものと報告書本体を混同しているのかなという印象をちょっと受けたのです。つまり、我々も確かに最終のファイナルレポートへの責任はとり得ないと思うのです。我々の専門知識なり、あるいは経験上、わからないことも含まれてますので見落としなり、指摘できなかった部分というのは残ると思うのです。ただ一方、我々の経験や知識からいけば、ここはおかしいのではないかというところを選別して、私たちはどちらかというと答申をしていると思うのです。

ですから、そういう意味では答申というのは、それを踏まえれば報告書が完璧になるというわけではなく、ここにいるメンバーからみて、おかしな点についてだけは責任をもって指摘をしましょう。あるいは、足りないデータについては責任をもって指摘をしましょうというのが答申なのではないかなというのが私の印象で、もし平山委員が思っているのがまさに答申そのものであれば、そういうご意見だということだと思うのです。私も報告書に対しては責任はとれないと思っているのですが、答申案については、逆に我々で責任をもてる答申案を出す。答申案に責任をもてないのではなくて、我々が責任をもてる答申を出すということが重要なんじゃないかなと思ったので、もしそのあたりをクリアにできればしたいところなのです。

**木下** 前回、うちの田中専門員がいったのは、その点に関してはガイドラインの作成の過程でいろいろ議論があったということで、一応、両方の方法があるのでしょうかけれども、この前の報告では、この審査会というのは、かなり自由でオープンな形のディスカッションを重視するということから、それでできる部分についてをまとめていただいて、余りJICAの方が組織として関与しないで、できるだけそこを重視する。その上で、それを酌んでJICAの方は組織として生かしていきましょうということなので、どちらかという、審査会のあり方を検討した結果そういうスタンスをとったというように私は前回の話で聞いております。

ですから、まさに審査委員のあり方にもなってくるのですけれども、経緯からすると、かなり自由な形でいっていただくというところの重要性を重視したのがいいのかなと、私は個人的には、今思っています。

**村山委員長** ほかにいかがでしょうか。

**和田委員** 答申の内容について審査会が責任をもつという意味ですけれども、恐らく、これ

は各委員が誠心誠意、可能な限り調査検討した上で正しい意見。正しいというのは、可能な限りでということになるのでしょうか。正しい意見をいうと。その意見をいうことに関する責任だと思えます。責任の定義は難しいかもしれないけれども、法的な責任ではなくて誠心誠意、自分の意見を伝えるといったことに近いだろうと思えます。そういう意味では、審査会が責任を負うというのは私は正しいと思っています。

それから、審査会が責任を負った上で、だれが文書を現実に作成するのかという問題ですけれども、私もできれば審査会の委員がみずから文書を作成していくのがいいだろうと思っています。それはあくまで審査会の主体性、独立性を確保するため、やはりJICAに対して意見をいう立場ですから、その意見をJICAの事務局の方につくってもらうというのは、主体性の確保からいって問題があるんじゃないかと思っております。

**村山委員長** ほかにいかがでしょう。

**木下** もう1点、先ほどのインドネシアのバリの件で、私は参加してなかったのですが、問題として、あと運営上でも、やはり時間が少ないということでしょうか。詳細なディスカッションをする、ヒートした議論をすると時間が足りないという面もかなりあるということなのでしょうか。

**遠藤委員** 和田委員から大阪の方で理解を得たということなので、一面ではそういう時間の問題もあったと思うのですが、やはり調査の質の問題があったのではないかと思っております。

**村山委員長** 個別案件の特殊な事情もある部分は当然なのですが、全体的に、恐らく、平山委員はもう少しJICA内部での審査体制というか、環境社会配慮の体制を充実させて、その上で審査会という第三者的な立場というのは、まさにそれをチェックするというようなスタイルが望ましいということだと思っております。

私もその部分は、一部は同意をしています。特に今の体制をより充実させるべきだと思っております。反面、なかなかそうもできないという事情があるようですので、相当内部ではいろいろな議論をされているのだと思うのですが、そういう意味では、審査会で完璧なものは多分できないと思うのです。そういう意味では、集まってこられた委員の方々が出せる意見の範囲の中で最大限充実した意見を出して、そのものについては責任をもっていくというスタイルをとらざるを得ないのかなというような気がしていますが.....。

**平山委員** 私、この点について皆さんが思っておられる意見を本当はもっと聞かせていただ

きたいと実は思っているのですけれども、私のほかにおしゃべりになる方がおられないので手を挙げさせていただきました。申し上げたいことは、今、ちょっと和田委員がいわれたことについての責任、つまり審査会でいったことについての責任は自分もつのだということですが、その意味で審査会がいったことの責任を自分もつのだということですが、これは当たり前のことで、こういう場で発言するからには、何でもいい、口から出放題などという無責任なことされる方はおられないと思いますし、現におられなかったように思うのです。責任を負うというときに一番問題となるのは、何に対しての責任かということだと思います。イメージとしては、例えばダムならダム、道路なら道路をつくる際に、アセスメントでこういう調査項目の調査を発注する、しないということがあり、それをふまえて、右へ行くか、左へ行くかという答申を出す。その場合、結論を出すところが一番重要なわけでありまして、その結論として一番大きなものは、この事業はやめなさいというところまで議論しようという流れになっていました。

それが依然として維持されていると思うのですけれども、その結論に対して審査会がどのように責任を負うのかという点は、JICAと審査会との関係で議論をすべきところが非常にあります。答申案の文言がどうのこうのというのは小さいとはいいませんけれども、その点ではなくて、審査会での議論が与える影響に対する責任を審査会がどのように受け取ればいいのかということなのです。何か問題があったときに、審査会で議論してこういう答申案を出したのだから、答申案に書いてあることについては全部審査会で責任をもってくださいといわれると困るだろうと思います。例えばこの事業はやめるべきかやってもいいかということについて議論した結果右か左かの結論を出した場合に、その責任をもってくださいといわれると、私としてはちょっと情報が少な過ぎますし、もっと勉強してみなきゃいけないところが随分あるような気がしております。それをやるとしたら、もう私はJICAの職員になるしかない。そして、このデータが欲しい、それでも足らなければ現地から取り寄せるということをやらないと、重要な問題についてのコメントはなかなかできない。思っていることを責任もっていいなさいという程度であれば、それは今までもいってきましたし、これからもいえるのですけれども、重要な結論に絡んでくるような議論をみんなでするときに、JICAの立場はどうなっているのだろう、審査会の立場はどうなっているのだろうという点は、まだじっくり来ていないということです。

**遠藤委員** ただいまの考え方、それはそれで結構なのですが、我々、諮問されているのは、

JICAの環境ガイドラインに違反して調査してないかを問われている。すなわちガイドラインの要求を満足してないのではないかということに対して、我々、諮問を受けていると理解しています。このプロジェクトを途中でやめるか、やめないかというのは、ベースは環境ガイドライン違反であるということで徹底的にやったのは、この2年間ではなかったと思います。我々は、そこまで議論するようになったら、これは委員会として徹底的にやるべきだと思っています。

ただ、答申内容についての責任は、我々はどういう結論になろうと責任はとるべきだと思います。しかし、最終的には、このプロジェクトをやめるとか、やめないという答申になったとき、この大きな反応があると思うのですけれども、今の段階では、あくまでもガイドライン適用で、我々としてはこれに違反しないように徹底的に提言する。しかし、議論しているうちにガイドラインがおかしいということであれば、これはまたガイドラインの改正をしましょうという議論になるので、多分今の議論の中で責任が重過ぎるから答申内容について躊躇することはないと思っていますし、頑張るべきと思っています。

**平山委員** 時間が十分ありますので（笑声）。私もガイドラインに沿って議論するということは、十分承知の上なのですが、例えば環境アセスメントで、つまり環境分野で調査をするというときに、どういう調査をするかということに仮に考えてみる。ただそれだけのことにしても、私の背景は法律ですけれども、門前の小僧である程度のこととはわかるとしても、実際には水紋学とか、化学、衛生工学、生物学、地質、土壌など、そういったものについての十分な知識は持ち合わせていません。このような場合、責任をもって判断しようとする、たとえば生物の論点があるのであれば、生物の専門家に聞きに行くなり、呼ぶなりして詳しく話を聞いて、それをまとめて結論を出すということをやらざるを得ない。そういう自然科学的な話について検討が求められるということであれば、私には責任をもって結論が出せる状況にはないわけです。

そうすると、ここはおかしくはないか、ここはきちんと調べたかというところまではもちろん言えますが、だから、こういう調査項目で、こういう方法で調査をしない、すべきではない、する必要はない、そういう具体的な判断というのは、私は下すことはできないと思っています。そうすると、だれかがそのような判断をしなければならぬだろうということになります。その場合、残るのはJICAしかないのではないかというのが、JICAと審査会との責任分担に関する私の基本的な疑問ということなのです。

**遠藤委員** 平山さんも含めて我々はオールマイティーじゃないのですよね。

**平山委員** もちろん。

**遠藤委員** みんな個々の専門をもっているのです、少なくとも、この構成が完全ではないことは確かなのだけれども、より完全なものとしてスタートしているわけですから、その中での結論というのは尊重すべきだと思っています。だって、私の専門以外のところを私が必死に勉強したって、もう追いつかないですよ。ですから、それは専門としていらっしゃる方の意見を尊重して、全体で今までの経験から、そういう指摘、コメントは適正であるということで委員会としての結論を出すわけで、意見としては反対は反対で構わないですけども、総意としては委員会としてのコメントということで、誠心誠意、出したということによろしいのではないかとと思っています。

**平山委員** 私が申し上げているのは、今、遠藤委員がまさしくいわれた、ここが足りないというところがかかり多い、特に環境分野については多い。そこが問題だということです。その責任をだれがとるのかということです。

**村山委員長** 具体的に平山委員の方で、このように直した方がいい修文の案があればお出しをいただきたいのですが、そこまではいかないですか。

**平山委員** 修文というよりも、その前にJICAではこの点をどのように考えておられるだろうということが問題になります。そのうえで、今後どうすればいいかがいえることとなります。例えば、これから環境の専門家を人事異動でどんどんふやします、そして審査室の強化を図りますということをおられるのであれば、それなりの言い方はあるでしょうし、そうでないとすれば、それはちょっと困るんじゃないでしょうか。これを前回は申し上げたのですけれども。

**村山委員長** わかりました。今の点はまた別の議論が出てきそうな気がするのですが、私自身は、ちょっと平山委員にご理解いただけるかどうかかわからないのですけれども、例えば国内の環境アセスメントの審査会と比較をしてみても、比較するのが適切かどうかかわからないのですが、国内の場合であればもっと時間をかける。しかも、現地に行って相当時間、いろいろ調査、調べた上で答申を出しているというような気がするのです。それに対して、こちらの審査会は現地に行くというのは、まず、できなかったわけですね。しかも、資料についてはJICAの方で用意をしていただいたものをベースにせざるを得ないと。そういう意味では、限られた時間の中で、それぞれの委員の方々が最大限時間をかけてごらんいただいたものを意見としてお出しいただいて、それを答申としてまとめてきたということだと思っております。そういう意味で

は、決して完全なものではない。だけれども、先ほども平山委員がおっしゃったように、こちらから意見を出すことによって、相当改善された部分があるように思っています。そういう意味では、これまで審査会が活動してきたものについてはどこまで責任をもてるか私もわかりません。最終的に審査会が責任をとれといわれたら、私、委員長をやっていた半分は責任をもつということになると思うのですけれども、委員の方々が最大限行ってこられたものについては私なりの責任はもとうと思っていますので、そういう意味の範囲で、こういう表現でいいのかなと思っています。

私自身も、JICAとして、もう少し体制を組んでほしいなという気持ちは確かにあるのですけれども、またちょっと、それは別の議論ということで扱いたいなと思っています。

**松本委員** 今の点ですけれども、皆さんの中に結構よく書かれているのは、TORの段階でしっかりとした議論が必要だ。つまり、今の平山委員、あるいは遠藤委員も調査の質の話をされているわけですが、この部分、しっかり調査をするべきではないかということを用いるのは、まず一つ、ここの審査会の重要な役割だと思うのです。それはドラフトファイナルレポートの段階で出てはどうしようもないので、今はある意味では、若干過渡期的なスタートの時期なので、そういう議論がドラフトファイナルレポートでも出てきていますけれども、本来であればTORのような段階で、こういう調査項目は入れておくべきではないかというような議論が必要であると。ただし、調査結果が出て、その調査結果の妥当性を判断できる委員がここにいるかどうかはまた別の問題だと思いますので、今回、要綱の見直しの中でも出ましたけれども、臨時委員というのをどうやって活用していくかということにつながってくるのかなと思うのです。

ですから、TORの段階では比較的幅広い知識を活用して、こういう分野の調査も必要であるとか、調査方法も、こういうものを参考にしたらどうかというような比較的広目の意見をTORの中では入れると思いますが、その妥当性を評価するときには、できるだけ臨時委員というようなものの力をかりると。そういうときに、結構審査会のメンバーで必要なのは人脈の幅であるとか、じゃあ、あの人にちょっと来てもらったらどうでしょうかとか、あの人にちょっと聞いてみたらどうでしょうという案がこの審査会の中で出て、そういう人を臨時委員として、その審査に加わってもらおうとか、そういう次善の策によって乗り越えられる点もあるのかなと思います。それは実はいろいろなところにちりばめられた皆さんからのご提案の中に、私は読み取れるようなところもあると思っていますので、そういう対応によっても今よりは少しよ



くなるということは感じているのです。

**村山委員長** いかがでしょう。もしよければまだ時間が結構ありますので、松本委員がおっしゃったように少し全体をごらんいただいた上で、少し詰めて議論すべきところはした方がいいかなと思いますので、ちょっと最初の方からざっとごらんいただければと思います。

まず、2ページ目の、この審査会を行った上での効果ということで4点まとめているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

**松本委員** 効果、やはりプラスの側面というのは絶対あったらという議論をみんなで積極的にしてきたのですが、確かに、ここの部分は我々の側で、どっちかというところJICAはこうなっただろうというような推察というか、希望的観測というか、そういうものも含まれているので、1番については、できれば我々が感じていることは本当に妥当なのかどうか、我々の思い過ごしじゃないかどうかは、JICAの方からの反応というか、レスポンスをちょっと伺えると。もちろん我々の報告はこれで出すとしても、今回のことも議事録に載ることで次期の審査会のメンバーにとっては、我々が判断した効果に対してJICA自身はどう考えるのかというところがちょっとみえてくると思うので、もし可能であれば、こういう効果が本当にあったかどうか、お聞かせいただきたいと思うのです。

**渡辺** 前提としては、まず、ガイドラインができていろいろな活動が行われるようになりましたので、そういう意味では、ガイドライン前後の比較というか、そもそもこういったものをやる必要がなかったときと、やる必要が出てきたという比較はかなり難しいということ。もう一つは、ガイドラインによっていろいろな活動をやることになりましたので、審査会によってそうなったのか、否かというのは非常に比較が難しいので、審査会の答申を含めてガイドラインによってこうなったという言い方はかなりできるんじゃないかと思います。そうすると、1つは透明性が高まった。これは審査会で高まったということは確実にいえるんじゃないかと思います。調査の質の向上についても、特にスコーピングの段階で答申をいただいていますので、そういったものによって調査が向上したと言い切れるかどうかは別にして、少なくとも、向上できるような形ができたということはいえるんじゃないかと思います。少なくとも、そういった調査のTORを改善できるようになった。もう一つは、ドラフトファイナルレポートについても答申をいただいていますので、レポートの書き方について、これも向上する仕組みができたという意味では、結果として質が向上するという形になったのではないかと思います。

あと、JICA調査団の能力、認識の向上。能力はなかなかはかりがたいのですけれども、

少なくとも、認識の面においては、こういうことを考えるべきじゃないか。あるいは、こういう調査をやるべきじゃないかというご指摘をいただいたということによって認識が高まったということは、少なくとも、いえるんじゃないかと思います。もう一つは、環境社会配慮重視の姿勢。これは、どちらかというステークホルダーに対して示すという意味では、ステークホルダー協議を開催するということによって、単純にこういうプロジェクトをやりますという説明だけではなくて、環境社会面についてもこういう調査を行いますという説明が行われるということは、少なくとも、環境社会についてもきちんと配慮を行っているという姿勢が示されるようになったのではないかと考えております。

**村山委員長**     ありがとうございました。

委員の方々から何かございますでしょうか。

**平山委員**     JICAの方でどのように考えておられるだろうということの1つは、私のペーパーにもちょっと書いたのですが、JICAというのは、私が外国、国連にいましたときにも、現地では、特に途上国では大きく認識されておりまして、むしろ大使館よりも影響力が強いような感じを現地の人持っている印象があります。そのところを私は非常に重視しているのですが、そういうJICAがこのようなガイドラインをつくって環境社会配慮をするという体制をとった。これは非常に意義が大きい。この点は、非常に評価しているのですが、1つ気になるのは、そういう立派なJICAが行っている環境社会配慮の調査などは、JICAが非常に強力な機関であるために、途上国の人に「JICAがこれでいいといった」と免罪符にされかねないのです。それに見合うだけの十分な内容の環境社会配慮が行われているかというのが非常に気になっておりまして、やるからにはJICAにふさわしいことをやってほしいということを私は非常に強く感じています。JICAのステータスに応じた環境社会配慮というのが現在行われているのかどうか。現実には、今後2年間、伸びていくことかもしれませんが、そのところについてJICAの方、どのように考えておられるのだろうかということが非常に気になっているのです。JICAのステータスの大きさということをご存じないはずはないのですが、それとの絡みで環境社会配慮の意義というのをどのように考えて、どのように伸ばそうとしておられるのかということです。

**渡辺**     簡単に、どういう取り組みをしているかということをご紹介させていただきますと、1つは、JICA職員が、まずガイドライン、こういうものがあるのだと、こういうことが必要なのだということを理解する必要があるということで職員向けの研修。実際にはガイドライ

ンの説明会的なものを、職員は異動があるものですから毎月やっているという形で、職員がガイドラインをより知るようになるということをやっています。

もう一つは、実際にカテゴリ A、B の案件について手続が必要になりますので、特に開発調査の場合、それから、無償の事前の調査の場合はコンサルタントが請け負って調査を行うというところがありますので、実際に選定手続をやってコンサルタントが選ばれますので、選ばれたコンサルタントに対して、こういうことをやってくださいというブリーフィングをやっています。

さらに、実際にガイドラインが遵守されているかということにつきましては、審査会で扱っていないカテゴリ B の案件、ないしはカテゴリ A の案件でも、開発調査であればスコーピングとドラフトファイナルは審査会に諮問してまずけれども、それ以外に中間の段階は、我々、環境社会配慮審査チームで内部審査を行ないます。具体的にはスコーピングで、例えばマトリックスをつくって A、B、C みたいなものをつくっていると、それがおかしいんじゃないと思われるときには、おかしいんじゃないか。あるいは、レポートについてこういうことを記載すべきだと、こういう記載をこのように直すべきだといったようなコメントを行うということをやっています。

あと、時間の制約で申しわけないと思いますのは、本当は審査会に諮問する案件の資料は内部審査をやって、修正をかけた上で諮問ができればいいのですけれども、そこは時間的な制約で、直接、単純に言えば、我々審査チームに出すのとほぼ同時のタイミングで資料をお配りして、委員の皆様にも見ていただいているというのが現状でございます。

**平山委員** 私が気になっておりますのは、現地の政府なり人たちにどのような反映を期待して、どのような成果を上げているかということ、JICA 自身がどのように評価されているかということなのです。そのことはなぜ重要かというと、今、コンサルについて触れられたのですけれども、ブリーフィングをしておりますというご説明だったのですが、コンサルの質が低過ぎるのではないかと、専門家がないのではないかと指摘というのは私もしていますけれども、ほかの方も随分されていたように思うのです。そこを含めて、JICA の方ではどのような審査体制をとって、先ほど TOR の段階でというのがあったのですけれども、私はむしろコンサルを選択する段階でというと、これはもう JICA の事務そのものになってしまうわけですが、それをこの審査会でやるべきだというつもりはもちろんないのですけれども、そういうところまでどのような動きがあったのだろうということです。きちんとした環境社会

配慮が行われるということで、JICA内部にどのような変化が起こり、どのような動きがあるかということを知りたいということなのです。

**渡辺** 1つは、ガイドラインで明記されていますカテゴリA、Bについて、環境社会配慮の担当の団員を入れるという格好になっています。あと、実際には、これはガイドラインで規定されているわけではありませんけれども、カテゴリAになりますと、さらに環境の方の団員と社会の方の団員と分けているケースがあります。ただし、基本的には、コンサルタントの契約の際にどういう団員を出すかというのは、実際にコンサルタントからのプロポーザルによって選定していますので、我々が個人指定で契約をしているというものではなくて、会社として契約をしているという体制になります。

もう一つは、やり方としてはコンサルタントと契約しますけれども、調査そのものにつきましては、現地のコンサルタントに委託をして調査するというのも可能になっています。そういう点では、コンサルタントの調査団員だけではなくて、現地で委託をして出てきたレポートも含めた質をチェックしていくということになります。基本的には、調査団員一人一人の質を問うというよりは内容の質を問うという形で、担当事業部とは話をしています。

したがって、何か改善するということには、必要であれば調査団の団員に対しても話をするというような格好で改善を図るようにしています。お答えになったかわからないのですが、……。。

**平山委員** 十分に答えていただいているとは思いますが、私が今のお答えで受け取った印象は、今までどおりのやり方をしておりますということ。特に変わったことはありませんということなのだろうと思うのです。今、お聞きしたコンサルとの関係に関する内容というのは、これまでどおりの契約であり、これまでどおりのチェック体制であるということなのだろうと思います。そうだとすると、ここで何度もいろいろな委員がいわれた、各分野の専門家の質がちょっととかいった意見はほとんど反映されていないということで理解したのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

**木下** 例えばコンサルタントの環境分野での能力がどんな感じかということは、かなり重要な質問だと思います。この点でいえば、私、10年前に環境・女性課長だったのですが、前回の審査会のフィリピンのケースなどで、あれだけ公開を実施しているという時代じゃなかったのです。全体的に考えればそんなに悲観すべきことではなくて、環境分野のコンサルタントも相当育っていますし、一番大きいのは、JICAでいえば組織的に地球環境部という部もなく、

こんな大きな組織で何で環境の名前のある部がないのかといわれたぐらいだったのですけれども、そこは確実に変わっているんじゃないかなと思います。長期スパンで考えればです。ですから、コンサルタントの能力も相対的にみれば上がっているんじゃないかなと思います。まあ、能力が低いというのは、常にその局面では言わないといけないのですけれども、相対的に考えればそのように私には思えるのです。

2点目は、先ほどからのJICAの実施体制なのですけれども、これについて余り公式見解として言えないところも確かにあって、人員配置にかかる話なので明確にいえませんが、まさに役割分担議論はしてもいいのですけれども、それだけの話じゃなくて、こういうガイドラインとか、審査会があったりとか、それがかなりJICAの中に対して圧力になっているのは確かです。ですから、このように質を高めましようと言えはいうほど、人材はもってこないといけないということになりますので、仕組みがなければ改善もしないみたいなところがどこかにあるわけです。ですから、その点もまさにいろいろな立場で、ガイドラインができて審査会もあってということから、この次にJBICとの統合の部分もあって大変ですよと言っていたければ言っていたくほど、私など立場からすると、人的にも配置しないといけないですよというように言い易くなるわけです。ですから、この辺も単に役割分担というように、きれいな議論にはならなくて、審査会とJICAの関係は、相互作用というようなものがあるような気がしますので、ぜひ現在の仕組みが重要なのだということを書いていただくこと自体がすごく重要なのかなと思います。

3点目は、職員研修上の付加的な話ですけれども、総務の方でISO14001環境マネジメントシステムを取得したときの話が結構重要でして、我々、日々新宿のビルの中では昼も消灯してるとか、分別もやっています。しかし、それよりもかなり重要なのは、環境社会配慮ガイドラインについては、新しく入った職員とか派遣員の人も知ってないといけないですよと研修を行なっているのです。ですから、間違いなくそういう努力は違った形でも生きてきて、環境社会配慮ガイドラインがあるから、JICA事業でも生かしてますよということ自体をISO事務局に対してアピールしています。実はJICAが環境社会配慮を事業に組み込んでいるので、今、新しく地方自治体などがISO14001を取得しようとJICAのまねしたりとかして、副次効果が起こっているというようにISOのコンサルタントが言っていましたので、この点なども含めると、意味が非常にあるんじゃないかなと思います。以上は私のコメントです。

**平山委員** 私が申し上げたかったことの趣旨もある程度酌んでいただけるようなので、多少安心したところはあります。

**満田委員** 逆に、JICAの内部でどういう議論が起こっているのかというのが非常に興味がありまして、JICAの中で環境社会配慮審査チームというのは、まさに事業部に対して環境社会的な側面をいろいろ言い立てる立場なのかなと。つまり、牽制する。あるいは、付加的な価値をつける。そういったお立場なのではなからうかと。それにしても、いかに個々の方がすばらしい方であるとはいえ、案件の数に即して現在の人数は信じられないほどの少人数で、私はいかななものかと。人数を倍増、あるいは3倍ぐらいにすべきではなからうかと思っています。

そうした中で、本当にご苦労されているのではないかと思いますのですが、逆に、こういった審査会みたいな外部機関を利用して、むしろこういう意見があるというのを武器にして、内部的に発言力を強められていってほしいなという願望が私としてはありまして、そこら辺はそういけばいいのですが、なかなかいかない面もおありなのだろうと思います。逆に、審査チームが審査会のロジ及び審査会での答申を右から左に流すだけで終わってしまえば、それは非常にもったいない話であるし、組織としても、JICAのオペレーションを知り尽くした内部の人間の強い発言があってこそ案件がとまったり、あるいは付加価値がついたりしていくのだろうと思います。そこら辺はどうなのでしょう。この2年間あったと思うのですが、何らかの変化はあったのでしょうか。

**渡辺** 私も1年少しですので、2年間ということでは申し上げようがないのですが、1つは、審査会に諮問する案件を担当する人間が、少なくとも、担当したことのある人間の数がふえていっていますので、そういう意味では、審査会に諮問する案件をもったときにどんなことをやらなきゃならないか、それはいい意見ももらえるし、仕事が大変になる場合も両方あると思うのですが、審査会がどういう場で、どういうことが求められるかということについての認識は深まったのではないかと思います。

実際には、審査会にかける案件というのは、つまり、カテゴリAの案件が専らですので、手続上もカテゴリAの案件が当然いろいろなことを求められることになりますので、そういう意味では、カテゴリAの案件をやることによって審査会だけではなく内部審査もありますので、そういう点のチェックが行なわれます。逆にいえば、ほかの面についてはJICAの中で内部審査をかけるということはありませんので、そういう意味では、環境社会面では、特にそういう

チェックが働くという機能があることは大きいのかなと思っています。とらえ方は、まさしく担当者によっていろいろ議論ができておもしろいという人もあれば、とにかく大変だという人からさまざまではあります。

もう一つは、そういった配慮ということとあわせて手続の中で代替案を入れていますので、そういう意味では、特に開発調査ですと開発計画を策定するという業務ですので、そういったプランニングの中身として代替案も含めて考えていくというのは、少なくとも、職員の意識というか、トレーニングの面でも代替案を入れ込んで作業していくというのは重要じゃないかと思っています。

**満田委員** 例えば、この協力案件はやるべきではないんじゃないだろうか。あるいは、外務省への意見として環境社会面でこうこうなので、やるべきではないんじゃないかというところまで踏み込んだ議論というのは行われたことはあるのでしょうか。

**渡辺** 基本的には、案件検討の段階で環境社会面からやるべきではないというコメントは出した記憶がありません。ただし、影響が大きいので環境社会面に十分配慮するべきだといったようなコメントは、特にカテゴリAの案件については出しているということになります。あとは、環境社会面を含めたコスト効果的な意味でどうなのかということ、またほかの部からあり得るということにはなるかと思えます。

**木下** ちょっと補足なのですけれども、私はまだ1ヵ月もたっていないので明確なことは言えませんが、1つ、無償では審査という概念は長らくあったのですけれども、アプレーザルとか審査という概念は、JICAに今まで余りなくて、そういう意味では、画期的な部分の要素を含んでいる可能性があります。審査チームというか、そういう審査体制は日本全体で弱いというように聞いていますけれども、どちらかという、やっていくプロセスの中で考えるという姿勢でやってきました。

ただ、これからまさに審査という機能はJIBC統合などを考えると重要になってくるので、そういった要素として、このチームはポテンシャルが高いんじゃないかと考える次第です。どうなっていくか、また別の政治力学もありますけれども、このチームは重要だと思います。

**遠藤委員** 効果の点で、2)の質の向上があったかどうかということに対して、これは3)と相反するというか、流れなのですけれども、JICA・調査団の能力とか認識というのは向上したという指摘はしたのですが、現時点では、環境関係の事業で質が向上したかということは非常に評価が難しいという指摘をしたのです。それは各レポートに1章、必ず章立てで環境配慮

をつくってはいるのですけれども、特に調査案件では流れが、このガイドラインを本当に理解して調査を進めているかというのが、ちょっと私の印象では半分ぐらいの調査では、この章が浮き上がっているという感じを受けたのです。それは多分環境の担当者はそれなりにT O Rに沿ってやったと思うのですけれども、調査を進めていく調査団長、中心の人たちが本当に環境社会配慮を理解した上で調査の結論を絞り込んでいるかというのが、ちょっと読み取れないプロジェクトがあったように感じています。それで現時点では、環境社会配慮という意味での質はなかなか、合格点をつけられないなという指摘をしたつもりです。

ぜひこれは先ほどの話ではないですが、J I C Aの職員に対しては説明会をやり、コンサルタントに対しては受注したコンサルタントにブリーフィングをするということのほかに、コンサルタントの団長になる人に環境社会配慮の教育というのか、これをぜひ機会あるごとにやっていただいた方がよろしいかなと思います。J B I CのS A Fでは、団長の面接があり、重要な評価ポイントと聞いています。J I C Aでは契約交渉のときに説明してもらおうとかが必要ではないかと思います。

木下 技術協力プロジェクトなどでは、今、チームリーダー（団長）がプレゼンテーションをやる場合もあります。法人一括契約の場合ですね。

遠藤委員 社会開発調査とか大型の無償に関しては、このガイドラインを団長がよく理解しておかないと、何となく環境の担当者に任しているというような印象をちょっと受けたので、ぜひ今後ともこれを続けていただきたい。そうすれば、質の向上も期待できるのではないかと思います。

村山委員長 確認ですが、最近の案件に関してもそうだと。

遠藤委員 2年間の印象です。

村山委員長 効果に関してのご意見は大体いただいたですか。大分、その後の部分にも議論が入っていたようにおりますが、効果については大体このあたりで終わらせていただいて、その後の2番の今後の課題で、まず現行ガイドラインの範囲の中で調査そのものの改善。これは先ほども議論になった点だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。もうちょっと書き込んだ方がいいという点もあるような気もしますが、いかがでしょうか。 休憩入れましょうか。では、1時間半ぐらい過ぎましたので、ちょっと休憩を入れましょう。

（暫時休憩）



**村山委員長** それでは、再開したいと思います。

あと、今後の課題の部分ですが、先ほども申し上げたように、まず、調査そのものの改善についてです。2ページの下から3ページにかけて書かれていますが、この点についてはいかがでしょうか。

**和田委員** 最初に、軽い話題で誤字脱字ですけれども、3ページのb)の1行目です。「事業により大きな影響を受ける住民」、大きな影響を受ける住民だと思えます。誤字脱字に関連してですけれども、恐らく、全員でチェックした方がいいと思うので、この文章を審査会の責任で出すということであれば、事後的にみんなでもう一度だけ読み直して、言葉の問題、チェックはしましょうという提案です。

**村山委員長** ありがとうございます。

余り時間ありませんので、きょうの時点で気づいたものはぜひ出していただければと思います。ほかの点についてはいかがでしょうか。

**渡辺** 1つ、質問ですが、3ページのa)調査設計の1行目の最後なのですけれども、「一般的に、社会環境のウェイトが相対的に低くなりがちであるという点」という記載があるのですが、この意味がよくわからないのです。

**村山委員長** これは、どなたがお出しになったのですか。

**満田委員** 柳先生です。

**村山委員長** 何か推測つきますが、文言としては大体お出しいただいたものを反映されているということですか。

**満田委員** そうですね。ここに関しては柳先生に確認しまして、適宜言葉を補足するようにします。環境社会的側面の章で社会環境と自然環境に分けたときに、社会環境のボリュームといますか、ウェイトが低くなりがちだというように解釈したのですが、ちょっと補足します。

**村山委員長** そのほかの点はいかがでしょう。先ほどの議論からいきますと、例えば3ページ目の一番上の行で団員構成とか、専門性、人数といった点。今後、十分な検討が必要であるというところでコメントはされていると思うのですが、より詳しく述べる必要があればどのようにすればいいかということですね。よろしいでしょうか。もしなければ、きょうほとんど最終の議論になってしまうのですけれども、とりあえず についてはそういうことで、一部、誤字の修正ですね。それから、内容の確認が1点ありましたので、そこを確認したいと

思います。

**木下** 1点、これは質問とかコメントじゃないのですけれども、戦略的環境アセスメント（SEA）というのがかなり新聞などでも出ているわけなのですが、どういう部分で、今、JICAの環境社会配慮の仕組みで欠けてるとか、具体的なイメージはどういうことなのでしょう。余り理論的でなく、こういうようなことをすると戦略的環境アセスメントになるのですよという点を、何か示唆があればコメントがほしいのです。どこがどう、例えば今のJICAが実施している部分だとちょっと違うとか、今の調査設計でもうちょっとこういう観点を入れなさいとか、そういうこと自体がSEAになっていくのかとか、私の場合、まだ勉強不足なので意見をお聞きしたいところなのです。

**村山委員長** この点については、いろいろな議論が可能だと思うのですが、私もちょっと研究としてSEAをやっている部分があって、しかも去年、国総研の方で委託を受けて研究も行いましたので、その中でも触れている点ではあるのですが、日本でいう環境アセスメントと戦略的環境アセスメントという見方をすると、1つは、日本の場合、事業レベルでやってしまうアセスメントが一般的なわけですね。そうしますと、基本的には代替案、あるいは複数案がないと。そういう段階でアセスメントをやることも重要なのですが、さらに、代替案や複数案が設定できる段階でアセスメントをやるというのが、1つは、戦略的な環境アセスメントの考え方としてあると思います。ですから、JICAがやられている案件の中には、かなり複数案、あるいは代替案が含まれているものが出てきていると思うのですが、少なくとも、その段階でアセスメントをやるべきであるというのが1点です。

さらに、外国では計画レベル、あるいは政策のレベルでアセスメントを行うということが一般的にはSEAと呼ばれてきているわけですね。JICAのスキームでいくと、開発調査の中でかなり地域的に広いもの、エリアを対象にした調査であるとか、あるいはセクターレベルの調査ですね。そういったものでまだかなり不確定な要素はあるけれども、いろいろな可能性を考えてアセスメントをかけていくというのが、1つは、SEAの考え方の反映ではないかなと思います。

さらにいえば、政策レベルですね。外国では法律をつくる段階でもアセスメントをやるというのも入ってきているのですけれども、そういった地域がまだ固まっていないような段階でも、アセスメントをかけるというものもSEAの中に含まれてきているので、可能性としては、そういうものについてもSEAという考え方を含めていくべきではないかということがいえると

思うのです。そういう意味で計画や政策の上位レベルになっていくと相当不確定な要素がふえてきて、ある意味で代替案、複数案を設定する可能性は広がってくるのですが、その分、確定的なことがいえなくなってくるので、どういった影響があるかわからなくなってくるという難しさもあるわけですが、そういう段階で一度、アセスメントをかけて徐々に計画の内容が固まってくれば、それだけより深いレベルのアセスメントを段階的にかけていこうというようなことが望ましい状況かなと考えてます。

木下 どうもありがとうございました。

JICAで、今、全然別のところでキャパシティーディベロプメント(CD)の議論をしているのですが、政策レベル、制度レベルとか、そういうところにも関係がありそうですね。もうちょっと上流部分から取り組む必要があるという意味で、確かに案件の採択からかわるような話になりますね。ありがとうございました。

松本委員 ちょっとだけ追加ですが、私もガイドライン改定のときにSEAの議論の中で結構発言をしたこともあるのですが、2つほどあると思うのです。1つは、日本の援助の場合、バイのレベルでやっていますので、例えば国際水域であるとか、国際河川であるとか、影響が他国にも及ぶような場合、扱いが非常に難しいと思うのです。ですから、そういうものに対してどのように考えるのかということは、1つ、大きいことになってくると思います。

2つ目は、村山委員長の話にあったように、JICAの場合、マスタープランを通じてSEAのようなことを長年やってこられていると思うのですが、それを現在のSEAという理論の中で再構築をして、経験をブレークダウンする必要があるという議論を改定委員会の中でもしてきました。例えば世界銀行でいえば、非常にラフなペーパーが何回かにわたって出されるのです。SEAとはどうあるべきか、あるいはリージョナルアセスメントであるとか、セクターアセスメントというのはいかにあるべきか。やはり国際機関の強みは経験を再度文書にして、ブレークダウンして、オペレーショナルな形にフィードバックをするという訓練が非常にできているのに比べ、JICAの場合は、そこが繋がっていないという問題をSEAの議論の中でも指摘をした記憶があります。もう3年も前のことですが.....。

ですので、ここで出されたのはどなたか委員の名前は忘れましたが、計画的に情報を蓄積するというように書かれています。私もそれは非常に重要だと思っていて、どうもマスタープランはたくさんやっているけれども、その経験はどうやって蓄積されているのかがよくわからないですし、まさに木下さんがこちらに来られて担当になったときに、これをみればわかるよ

というものがずっと出てこないということ自体が、JICAはたくさん事業をやっている割には、経験の蓄積の仕方がオペレーショナルに生かされにくいのではないかという気がしますので、その辺は非常に重要な意見じゃないかと私は思います。

**村山委員長** たしか2年前にJICAの方でもSEAに関する研究会を組織されて、その報告書が一応まとまっていると思います。それも一応は参考になると思いますね。

そのほか、よろしいでしょうか。

**臼井** 自然環境研究センターの臼井と申します。

調査設計の中で、時間というとおかしいのですけれども、調査期間のことについて何も書いてないので少しお話をさせていただきたいのですが、自然環境に関しまして1年以上、調査をしないと1サイクルが終わらない。熱帯や何かで冬はないような気がしますけれども、例えば鳥ですと、冬鳥がやってくるといった形で季節的な変化がございますので、そういう季節的な変化を押さえるためには1年欲しいというようなことがございます。

また、温帯域ですと春が非常に重要なのですけれども、春の問題に関しましてはJICAの契約の時期がちょうど4月になってしまって、なかなか春の時期に調査をしたいということがうまくいかなかったりということがございますので、契約とかだけではなくて、自然環境そのものの季節をよく考えた上での調査設計ということもよく考えていただきたいと思います。以上です。

**村山委員長** ありがとうございます。

今の点は、恐らく自然環境の問題だけではなくて、例えば大気汚染なんかも、国内ではですけれども、よく季節ごとにやっていますので、もし委員の方々の中でよろしければ、調査期間について文言を加えたいと思いますが.....。

**松本委員** 2ページの一番下には、一言、書いてあります。

**村山委員長** そうですね。 どうしましょう。これでよしとするか。

**満田委員** 今の臼井さんのご意見を踏まえて、私も実はそのとおりだと思って自分のコメントには入れたのですが、まとめの段階で落としちゃったような気がしますので、もうちょっとわかるような書き方をしたいと思います。

**村山委員長** それでは、満田委員の方で文をつくっていただいて、追加をお願いしてよろしいですか。

**満田委員** はい。

村山委員長 では、調査期間の件については少し文を加えたいと思います。

そのほか、よろしいですか。

渡辺 1件、確認ですけれども、5ページの一番上、フォローアップで、「 に関しては、審査会委員へのJICA図書館からの貸し出しを可能にするという措置」とあるのですが、最終報告書を読むという意味でいうと、もう最近の報告書はPDFファイルを読めるようになっていきますので、それ以外の意味なのでしょうか。

松本委員 確かに、そうですね。

村山委員長 これは、どなたですか。

松本委員 私です。確かに、そうですね。今、PDF化されてますものね。もちろん何がPDF化されているかはちゃんと確認してないですが、確かに、最終報告書についてはPDFで入手できるので、そのとおりですね。と思いました。

村山委員長 具体的にどうしましょう。

松本委員 例えば最終報告以外、TORの段階というか、A案件であればTORの段階でも一回かかりますけれども、それはみられるのですか。例えば、インセプションレポートみたいなものもみられるのですか。

渡辺 いえ、みられません。

松本委員 でも、図書館はみられますよね。最後、終わってからでないともみられないでしたか。

渡辺 インセプションレポートや中間段階のものは担当事業部には提出されるのですけれども、図書館にはありません。

松本委員 この最終報告書の中に入れられる、最後、何かアタッチメントで入るのでしたか。

渡辺 最終報告書は、実際にメインレポートとサポーティングレポートに分かれている場合もあるのですけれども、最終報告書はサポーティングレポートも含めて、全体が図書館のサイトからPDFファイルを読まれるようになっています。

松本委員 わかりました。PDFで現在みられるということであれば、これも後で満田さんに相談して文言を修正します。

村山委員長 それでは、「 に関しては」という部分ですね。これについては改めて検討をお願いします。

そのほか、 の部分ですね。3ページ目の下から4ページ目、5ページ目、この部分につい

てはいかがでしょうか。特によろしいですか。

**木下** 1点だけ、審査会の位置づけや役割のところ、「国内支援委員会との役割の違いを明確にすることが必要であり～コミュニケーションの機会を設けることが望ましい」という提言なのですけれども、この点に関し、国内支援委員会については、JICAの継続の案件につき存在を認めています。できる限り、今後は横断的な課題別支援委員会に移行するべきだという議論があって、なくなる方向にあります。ここは国内支援委員会が仮にあった場合、そういうところと直接対話をして改善していきたいという趣旨ですか。これはどういう背景から来たのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

**村山委員長** これは、たしかガイドラインの改定委員会の中でも議論になった点だと思うのです。今、おっしゃったとおり案件に対するサポートという意味では似たような側面があるので、そういう意味で役割の明確化ということだと思うのです。

**松本委員** 私の理解では、どちらかということニーズの議論がこの審査会でかなりなされたわけです。というのは、複数案の検討なりをするに当たって、本当にニーズが何であるかという議論は避けられなかった状態があると思うのです。事業によるポジティブな効果という面では、やはり国内支援委員会、旧作業管理委員会が主にやられてきているであろうと。

したがって、作業管理委員会、国内支援委員会の中でどのようにプロジェクトのニーズ、ポジティブな側面をとらえているのかということ、もう少し聞きたいという議論が審査会の中であったと思います。もしそれが課題別になって個々の事業のポジティブな側面というか、効果の部門について外部の意見を聞く場がなくなるとすれば、それも審査会の中で、ある程度、ニーズの議論をもう少ししていくということにつながると思うのです。ですから、単に国内支援委員会がなくなっていくという方向だけでなく、ニーズなり、あるいは、ポジティブな効果について有識者の意見を聞くような場そのものがなくなるということなのかどうか。そこはちょっと確認をさせていただきたいところなのです。

**木下** そういう意味では、場はなくならないと思います。課題別支援委員会もありますので、そこで議論ができます。

**松本委員** わかりました。

**村山委員長** よろしいでしょうか。場合によっては少し文言を加えて、国内支援委員会はどういう役割をもっているかと我々が認識しているかですね。それを加えた方がいいかもしれないですね。例えば「ニーズや事業効果を主として扱う」とか、そういう文言を加えた方がいい

かもしれません。

木下 説明を付加していただいた方がわかりやすいように思います。

村山委員長 わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。 よろしければ、 審査会の運営の改善に入りたいと思います。この点については、先ほどc)はもう既にご議論いただいたわけですが、そのほかの点について何かありましたらお出しただければと思います。

和田委員 先ほどからたびたび話題に出ている臨時委員のことですけれども、意見だの a)の1行目に、「臨時委員を分野ごとに増員し」というように出ております。ただ、時間的な絡みでいうと、審査委員が案件に関する書類を受け取って、それを検討して答申案を出すまでかなり時間的な限界がありまして、その中でさらに臨時委員をお願いして、臨時委員の意見を聞くとなると非常に時間的な制約があるのです。

ですから、私は臨時委員を選任することに大賛成なのですが、それに向けて事前に道筋といいますが、私が案として以前書いたのは、例えばリストをつくっておいてすぐをお願いできるような体制をとるとか、そうとは限らないのだけれども、何らかの道筋を示していただきたいと思っております。

村山委員長 今の時点で結構なのですが、臨時委員に対する考え方、何かおありですか。なければ結構です。

渡辺 特にはつくっていません。ただ、実際にやろうとすると、恐らくお願いする可能性のある人のリストをあらかじめつくっておかないと、事務的にやりようがないかなと思っております。

和田委員 もう1点は、今日松本委員がおっしゃったことなのですが、我々審査委員のネットワークで、その道の専門家に関して話を聞くことがあり得ると。例えばそういった人を臨時委員に推薦して、それで臨時委員になってもらって意見を述べてもらう。例えばそういったことも恐らく可能なのだと思うのですが、具体的にどうやったらいいのか。各審査案件では時間が非常に切迫してますから、そういったことも含めて、そのガイドライン。審査委員選任に向けてのガイドラインのようなものがあればと思います。

渡辺 ガイドラインというよりは、簡単になるとは思いますけど、多分どういう人をリストアップしておくかというクライテリアをつくっておいて、あとは委員の皆様から候補者の人を出しておいて、諮問するときのタイミングは事前にスケジュールリングできているわけではない

ところがありますので、この案件をやるということになったら、ある程度事務局で、この人と選べるような状態にしておいて。ですから、委員の候補者のリストをつくるときには委員の皆様と相談をしておいて、その上で諮問のタイミングになったら、この人というのを事務局の方で選んで委員にコンタクトして、やってもらえるかを確認するというような形かなという想定はしております。

**和田委員** わかりました。

**村山委員長** 以前、審査会の中でも田中章委員がおっしゃっているのですけれども、オランダはアセスメントの中で専門家をプールしているのです。その中で案件ごとにピックアップして、委員の都合もある、専門家の都合もあるのですが、チームを組むという形をとっているようなので不可能ではないだろうと。ただ、JICAの場合、かなり案件が多くて、しかも定期的に集中するということがあるので、そのあたりの兼ね合いがあると思いますが、次期の審査会では、そういう形をぜひ検討はお願いしたいなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

**松本委員** これは文言なのですが、5ページの一番最後、「審査会の中立性を確保するような人選が必要であること」ということについてです。これはもととなっている原嶋委員のところに戻れば、この中立性は、いわばJICA、JBIC、関係省庁とか契約関係にあるということをもって中立性の確保ということを行っています。中立性というのは非常に危険な言葉で、すべてのステークホルダーから中立であるかのように読み取ることもできてしまいますので、ここは原嶋委員が書かれている語彙に忠実に、JICAや関係省庁・機関から中立しているというように書かないと何の中立かがわからなくて、やや危険な文言かなと私は思います。

**村山委員長** そうしますと、JICAや関係省庁、関係機関から？ どのようにしますか。

**松本委員** 関係省庁・機関から中立した。

**村山委員長** 「JICAや関係省庁・機関からの中立性を確保する」というような感じでいいですか。

**松本委員** はい。

**渡辺** 済みません、そのときのJICAはわかるのですけれども、関係省庁・機関というのはどういう意味合いになるのでしょうか。

**松本委員** それはもう原嶋委員が書いているところでは、「JICA、JBIC、関係省庁の元職員やJICAと契約関係」というのが彼の中には書かれています。



**渡辺** 1つは、JICAからの中立関係はわかるのですけれども、JICA以外の組織からの中立性という意味がよくわからないということと、元職員という意味がわかりません。ということで、JICA的な解釈はそうなりますということだけ申し上げておきます。

**松本委員** 基本的には、JICAからの中立性だけで十分であると思うのですが、例えば世界銀行なんかでいけば、インスペクションパネルの委員になった人は、二度と世界銀行にかかわる仕事はできないという形で中立性を確保している。あるいは世銀寄りの裁定を下すことによって、その後、世銀の仕事を得ようなんていう不届きなことを排除するために非常に厳格な措置をとっていますが、JICAの場合は比較的年齢層が若いので、ここにかかわったら二度とJICAの仕事はできないというようにもきつならないのかなと思います。ただ、ここでいう原嶋委員の中立性ということからいけば、やはりJICAから中立しているということでも十分かなという気は私はしました。

**村山委員長** そうしますと、省庁というのを外して「JICAや関係機関から」にしますか。

**松本委員** 関係機関というと？

**村山委員長** ちょっとよくわからないのですけれども、「JICAから」にしますか。

**松本委員** それがすっきりしますね。

**村山委員長** ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

**満田委員** 私は、実はJICAからの中立性というのもいま一つよくわかっていなくて、どういうことなのですか。JICAから仕事をもらっているから、諮問のときに厳しいことを書けなくなってしまうという懸念なのでしょうか。

**松本委員** それは実質的にそうかどうかではなくて、外からどうみられるかということが結構大きいと思うのです。ですから、その時点でJICAと何か契約をしている人は、当然審査会には入るべきではないと思います。

**満田委員** ただ、この審査会の最初の方でも、案件ごとにかかわっている人は自己申告で担当委員から外れましょうねといていたじゃないですか。その程度で十分のような気もしないではないですが、不十分でしょうか。

**松本委員** もともとの議論は、確かにそうだったですね。私は、とにかく中立性というように、すべてから中立しているような書き方だけが気に入らないので、JICAと利害関係がなければどういう文言でも構わないので、今、満田さんがいったように、審査会の担当委員は個々の案件から中立しているという書き方でもいいですし、こういう人選でもいいです。私とし

ては、どちらでもいいのです。ただ、逆に中立性だけを書くのはマイナスだと思っているだけです。

**満田委員** つまり、要は左右されないということが重要なわけですね。中立というのは、松本さんがおっしゃったように、例えばある人は現地の住民を代弁して何かを発言したいと思っているでしょうし、ある方は本当に科学的専門性という専門家の立場から発言したいと思っているでしょうし、その中立というのは危ないことであることは確かなのですが、要は、何かそういった契約ですとかに左右されずに発言できる立場であることというのが、重要なのではなからうか。という、例えば中立という言葉ではなくて独立とか、そういう言葉でもいいのかなという気はするのです。JICAも幅広い機関ですので、JICAと何の関係もない人ばかりを委員に迎えるというのはかなり難しい話ではなからうかと思えますし、逆にJICAのことをよく知っている人が落ちてしまう可能性もあると思えますので、そこら辺、私としては余りパキパキと決めてしまわなくてもいいんじゃないかならうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

**和田委員** まず、私個人の意見としては、あえて中立性を要求するべきではないんじゃないかというものです。ただし、この意見を出したのは原嶋委員ですね。この意見書のまとめの体裁が、これこれ、こういった意見もあった、こういった指摘もあったという体裁になっている以上は、原嶋委員の言葉を忠実に、審査会の中立性を確保するべきだというのは載せるべきだと思います。ただ、そうじゃなくて独立性という言葉の方がいいんじゃないかという指摘もあったというのも、また併記したらいいんじゃないかと思えます。

**平山委員** 皆さんもご存じだろうと思うのですけれども、役所で審査会をつくったりする場合は、逆に中立でない委員を入れるということもあると思えます。例えば道路をつくるときに、道路関係のとか、運輸関係の人とか、産業関係の人というのを入れて、むしろそこで代理戦争をするみたいな、そういうことを期待するような委員の選び方というのもあり得るということだけ、ちょっと申し上げておきたいのです。

**村山委員長** 確かに、この部分は何々すべきという指摘があったという表現になっていますので、そういう意味では、これを生かした方がいいのかもしれないですね。逆に、別の意見があれば追加をして書くと。そういうことでは、松本委員か満田委員に追加の文を検討いただいて加えますか。

**満田委員** そうですね。

**松本委員** ただ、確認としては、原嶋委員はあくまでJICA、あるいは関係省庁の利害関係を排除した方がいいんじゃないかという意見だったわけであって、非常に中立的な審査会をつくるということの大々的に掲げたわけではないということは重要なこと。つまり、第2期の審査会委員の公募の中に中立であるということが加わっている。これは第1期の公募のときにはなかったことが、ああいう何々からというものがない中立性を委員の要件に入れてしまうことは、私は極めて危険だと思いますので、あえてここについては申し上げておきたい。

**村山委員長** 何か追加の文を入れますか。

**松本委員** 原嶋委員の意見を尊重して、JICAなどからの中立性を確保するような人選が必要であるという意見があったということであれば、それで構わないと思います。

**村山委員長** では、この文はこのままで。

それでは、ほかの部分、よろしいでしょうか。

**渡辺** まとめの書き方ではないのですけれども、審査会の運営について、せっかくの機会でするので皆様からコメントをいただければという点が2点あります。

1つは、5ページの一番下から書いてあるのですけれども、同一案件について2回審査する場合というのが、実際には開発調査の場合にはスコーピングとドラフトファイナルの2回予定されておりまして、今までのところは、やはり中身のわかっている方がいいのではないかとということで事務局の方で、スコーピングのときの担当委員にドラフトファイナルのときの担当委員をお願いしていたわけなのですが、そういうやり方がよろしいかどうかという点。

もう1つは、審査会が立ち上がった当時は審査会の会議を全員でやるのではなくて、2グループに分けて分科会形式でやるということもあったようで、去年、私になってからはもう全員のパターンしかやっていないのですけれども、実際に答申の検討については担当委員を決めておいた方がいいかなと思っていますので、そうすると、会議の形式も全員でやった方がいいのか、分科会形式の方がよろしいのか、コメントいただければと思います。

**村山委員長** いかがでしょうか。スコーピングとドラフトファイナル、両方やるという案件は余り多くなかったと思うのですが、例えばきょう扱った案件のように、2回担当するという案件が多分これからふえてくる。それは望ましいことだと思うのですが、その場合に同じ委員が担当すべきか、あるいは変更した方がいいのか。あと、全員で審査会を行うか、あるいは2つ、3つぐらいに分けてやった方がいいか。

**和田委員** 同一案件について2回以上、審査する場合に関してですけれども、私は同じ委員

がやった方がいいと思っております。なぜならば、その案件を継続的というか、少なくとも、インテリムレポートとドラフトファイナルと2回連続でみることによって理解の深まり方が違うと思います。理解が深まれば、それだけ正しい意見がいえる。説得力のある意見がいえると思いますので、同じ委員がやるべきだと思います。

逆に、担当委員の全部、または一部を変更するという点に関してメリットは感じません。恐らく、多くの委員からいろいろな視点でみることに對するメリットということになるのかと思います。それは先ほどの2番目の議題ですね。つまり、分科会でやるのか、全体でやるのかということにも絡んでくると思うのですが、全体で1つの案件を、担当委員だけでなく全委員で議論すれば全委員の目によってチェックはされるわけですし、しかも、皆さん忙しいですが、時間のある人はその案件に関して資料を手に入れることも可能ですし、それを逐一検討して、担当委員以外の委員からの意見として述べる機会も保証されているわけです。ですから、全体で議論すればさして不都合はないだろう。担当委員の全部、または一部を変更すべきというメリットは逆になくなるんじゃないかと思います。

**村山委員長** ほかはいかがでしょうか。

**松本委員** 全委員で参加をするということを議論した理由は、例えば答申案の書き方とかなかなか、まだみんなの中に統一感がなかったわけなので、大体こんな感じで書きましようというものを共有するためにも全員でやりましようということだったと思うのです。ですから、第2期のメンバーでどのくらい継続の方になるのかわかりませんが、その関係もみながら柔軟に、途中からは大体みんな相場観がわかっていて、新しい委員のメンバーが分けた方が効率がいいということになれば、ある程度のところからはそうなってもいい部分はあると思います。今、和田委員がおっしゃったような利点もありますので、その辺も第2期の委員と共有しながら選択の幅ということで提示されていった方がいいと思いますし、やはり新しい委員の中でそれをまた議論して行って、いい面、悪い面、考えていったらいいと思います。案件が多ければどうしても分けざるを得ない状況にもなると思いますし、そのあたりを総合的に考えられるのがいいかなと私は思いました。

**村山委員長** ほかはいかがですか。

**満田委員** 私も、おおむね和田委員のご意見に賛成です。 どうでしょうか。もしあれでしたら、今の和田委員がおっしゃったようなことを一方みたいな形で追加しておいて、ご参考までにこういう意見があるということでご紹介したいのですが、いかがでしょうか。

**和田委員** それで結構です。

**村山委員長** ほかに。 あえていうならば、恐らく委員がかわることで違った視点で意見がいえるということはあるのだと思うのです。分野が重複して多くの委員がいれば問題ないのですが、偏った分野の委員でみている場合は少しかえることでいいという面があるだろうということは思うのです。そういうことを多分指摘されたんじゃないかと思いますが、この点については、もう既に委員の方々からご意見いただきましたので、そういう方向で進めていただければと思います。

そのほか、 についてはご意見ありますでしょうか。 もしなければ、最後の2)の改定を視野に入れたという点についてご意見をいただければと思います。こちらは少し長期的な話になりますが、一部は既に具体的な案件にもかかわるような話も入っていますので、もうすぐでも改正した方がいいという面もなくはないと思うのですが、いかがでしょう。

**遠藤委員** 私が指摘したのは、ガイドラインに書いてある環境社会配慮というのは、持続可能な開発を目標に前提で書いてあるのです。何のために環境社会配慮が必要なのかというのを忘れがちじゃないかなという危惧がありましたので、ぜひ強調しておきたいので述べさせていただきます。

もう1点、 の方で、マスタープランとF Sとの関係で委員会の中で分離すべきだという意見がございましたけれども、私はマスタープランからフィージビリティスタディという連続性を強調したつもりなので、ぜひそういう意味で手続を明確にすべきということは、基本的には、持続可能な開発案件を絞り込むためには、上位計画であるマスタープランの中でいろいろと代替案を絞り込んだ上で、絞り込んだ1つのF Sをやるという流れを私の経験では長年やってきたつもりなのです。それをマスタープランとフィージビリティスタディを分けて議論すべきだということを、カテゴリーの分類議論の段階で横道にそれたような感じがするのです。フィージビリティスタディを目的とするのであれば、具体的なプロジェクトを実施しようということなので、その上位計画であるマスタープランとフィージビリティは一对であるべきだと、そのように主張しておきたいと思ひまして書きました。

**村山委員長** ありがとうございます。最初の点は、もう少し具体的にはどういうお考えなのですか。持続的な開発であることを強調する。具体的にはどういうことですか。

**遠藤委員** 案件を取り上げる段階で、日本のODAというのは、こういうところにどんどん協力すべきという主張がないように感じられる。最近、案件の出方が少なくなっている。

特に、カテゴリA案件が少なくなっているように感じられる。これはガイドラインが阻害  
というか、手続きが邪魔しているというような印象をちょっと危惧するもので、我々、常に案  
件を実施する目標というのは、たとえ環境社会配慮したとしても、このプロジェクトが各国の  
人々の持続的開発に資するのだという軸足を変えないことが重要であることを強調しておきた  
かったわけです。

**村山委員長** わかりました。それから、2点目については、少なくとも、ガイドラインの中  
にはマスタープランとフィージビリティスタディの一体的な調査に関する記述はないですね。  
ですから、この点については、どこかの時点で明確にした方がいいだろうと思っています。た  
だ、その場合、どのように明確にするかはいろいろご議論があると思いますので、その点につ  
いては両論併記という形で書いてあると思いますが、遠藤委員がおっしゃったように分けるか、  
分けないかという議論はこの中には書かれていないと思うのです。

**遠藤委員** ええ、そうですね。

**村山委員長** それでは、そのほか。

**和田委員** 一番最後の、7ページの下の方ですけれども、「開発ニーズも含めた事業の妥当性  
についても審査範囲とすべき」という点ですが、この審査会が始まった直後ごろに非常に議論  
されたことでありまして、この審査会は開発ニーズ、事業の妥当性までみるべきじゃないんじ  
ゃないかと。そこまでは守備範囲に入っていないんじゃないか。いや、そうじゃないという議論  
がかなりあったと思います。しかも、現段階でも意見が分かれているように思います。

ただ、私がガイドラインを読む限りは、開発ニーズというのは環境社会配慮の対象に明らか  
に入っていると思いますし、また実質的にも環境面、社会面をある程度犠牲にするのがプロジ  
ェクトだと思っています。その対比となる効果の部分との対比で考えないと、どうしても  
ない面というのはあると思っていますので、そこは守備範囲だと思っています。ただ、この  
審査会の中でずっとその議論があって、議論がし尽くされてない部分があると思いますので、  
私はあえて議論すべきだというように書いたのですけれども、この点いかがでしょうか。

**村山委員長** いかがでしょう。これはそれぞれご意見あると思いますので、私も意見はあり  
ますが、どうぞ遠藤委員からぜひ。

**遠藤委員** まず、開発ニーズを含めた妥当性をこの委員で審査はできないと思っております。  
もちろん先ほど申しましたように環境ガイドラインに違反するようなプロジェクトであれば、  
我々は、やるべきかどうかという議論を深めることは可能だと思うのですけれども、この委員

の中で開発ニーズを議論するには、私は性格が違うと思いますので、これはできないという意見を最初からずっともっています。

**和田委員** 私、先ほど臨時委員のことをいいましたのは、その点もある程度頭に入れており、まして、つまり、この審査会のメンバーで開発ニーズを議論し尽くすのは、必ずしも十分ではないだろうというように感じます。皆さん開発案件にいろいろな分野で携わっておられる方ですから、恐らく開発ニーズは、少なくとも、専門領域とはいえないまでも周辺領域、その周辺には十分入っていることだと思います。ですから、その意味である程度の意見はいえるのだろうけれども、実際、ニーズを分析して、特に経済的な効果も含めて分析するといったことになると、恐らく臨時委員の選任が必要なんじゃないかなと思っております。逆にいうと、臨時委員を十分に活用すれば、もっと深い意味での開発ニーズに関する意見がいえるんじゃないかと。そういう意味で、この審査会の守備範囲にしない理由にはならないんじゃないかなと考えております。

**村山委員長** ほかいかがでしょうか。 田中委員はいかがですか。急に振って申しわけないです。

**田中(奈)委員** 私は、基本的には遠藤委員のご意見に賛同したいなという気持ちであります。我々の審査ができる領域とか、能力とか、時間とか、いろいろな制約があると思いますので、我々が関与すべきところというものを一定の範囲で決めておくべきではないかと考えますので、ガイドラインというものを1つの限定する道具として規定をして、その範囲で審査をすると。ですから、その中で環境面から非常に重大な問題があるので、事業の妥当性について議論をするというのは、当然行ってもいいのではないかと考えております。ですから、今、和田委員がおっしゃられたように、そこを補完する部分として臨時委員をとということですが、それにしても、そこで手配される臨時委員の方々がマルチであるという保証はないわけですので、そこは危険が残ると思いますので避けるべきではないかと考えます。

以上です。

**村山委員長** ありがとうございます。ほかいかがですか。

**松本委員** これは非常に議論をするのが難しい点ですが、私はこの委員会が確かに専門家の集まりだという言い方もできるかもしれませんが、もう一つ、重要なチェックがあって、それは常識なのですよね。これは私、どう説明していいのかわからないのですが、例えば私もたくさんF SとかE I Aとか読むことができましたけれども、つじつまが合わないレポートって結構

あるのです。ここでこういう問題を書いているのに、その問題への解決策が書かれていない。これって専門性じゃないのですよね。物事を読む力であり、常識の力なのです。事業の実施が妥当かどうかということについても、確かに専門的解析によって導かれるものもあるかもしれないですけども、結構常識で、でも何でこんなことも考えないで、この選択が出てるのというものってあると思うのです。

これは私もどう説明していいのかわからないのですが、そういう意味からいくと、今までこの委員会でやってきたのは、確かに事業の妥当性を専門的にギシギシしてきたわけではないのですが、常識からかんがみて、この文章では説明がつかないんじゃないですかという議論はしてきていると思うのです。そういう議論ってどこでやるのかといわれると、余りやる場所がないのです。それは専門家がより高度な常識をもっているわけでもありませんし、そういう意味では、この委員会をそういう形で使うことというのは、特に代替案の分析とかをする中では有効だと思いますし、それが専門性ではないから、ここの委員会の範疇ではないとしてしまうこともできますけれども、私はその議論というのは本質的には非常に重要なことじゃないかと思えます。

**遠藤委員** 私はどこかで指摘したのですけれども、案件の採択前に案件概要というのが最初に説明されます。あのペーパーに開発ニーズが書かれており、十分理解されていると判断しているようですが、プロジェクトの背景を十分理解しなくてはあの数行で本当に開発ニーズがあるというのを読み切れない。開発ニーズを議論するには、その段階でぜひやってもらいたい。繰り返しになりますけれども、我々の環境社会配慮審査会では非常に難しいというのが私の考えです、最初の段階で、この委員に与えられた使命だったらそれなりの対応をしなければならぬが、少なくとも、常識的なもので判断はできないと思っており、ぜひJICAの専門家で開発ニーズを議論すべきと思っております。

**満田委員** もちろんJICAの内部、あるいはJICAの専門家が開発ニーズを厳しく議論すべきだと思っているのですが、一方で環境ガイドラインにも開発ニーズというものは含まれているわけですし、例えば現地の方々への、ステークホルダーに対する説明1つをとってみても、事業の効果、ニーズをステークホルダーは本当にニーズとして感じているのか。あるいは、別の代替案を出してくるのではないか。事業のニーズというのは、環境社会的なリスクと表裏一体のものだと思われるのです。そういうことを考えれば、審査範囲から落としてしまうことは絶対あり得ないと私は考えているのです。ただし、毎回毎回、この案件のニーズはと、すご



い疑い深く厳しく審査会がチェックするようなことでもないと思っており、だから、そこは必要に応じてということになるのではなかろうかと思うのです。

逆に、私はこういう話は専門家でない人間の目というのも結構重要で、例えば開発案件になれたコンサルタントの方が鉛筆なめなめ、非常にすばらしい数字を導き出したとしても、えっ、こんなまで事業効果に含めてしまうのというようなことって結構あるような気がするのです。私、実は非常に苦手なので努めてみないようにはしているのですが、それでも見たときに、こんなの、これが開発コンサルタントの常識なんですかと、非常にびっくりしたようなことがかなりたくさんあるのです。それはむしろ審査会にいるような人が指摘した方がいいことであって、JICAの専門家の専門性とか、常識というのは、実は一般でいう良識ではなかったりすることもあると。それをいうことこそ審査会の、ほかにそういう場がないわけですから、例えば国内支援委員会とかでも、必ずしもそういう議論をするのではなくて、まして案件を進めようという場ではなかろうかと。ちょっと疑い深い目で、本当にこの案件をやるニーズがあるのか、ないのかというのは、やはりこういう場は重要なのではなかろうかと思っておまして、というわけで結論からいうと必要に応じて議論すべきだと考えております。

**平山委員** 皆さんのお話を聞きながら、私もこういう大問題というのはどうしたものかということは今までの議論の過程でもずっと考えてきておりました。感覚的にいえば、私、一番わかりやすいのは、遠藤委員がいわれた意見で、社会配慮、環境配慮の観点から、その事業が要る、要らないということをいうのが、この審査会の任務だというものです。そういう割り切り方が一番わかりやすいとは思うのですけれども、こういう割り切り方というのはよくないのかもしれませんが、環境配慮というのを環境にメリットがあるか、ないかという環境の問題。社会配慮というのは、住民の移転等の社会問題。そして、事業のニーズの問題というのは経済的なコストベネフィットの問題であると、仮にそう単純化して考えるとすると、我々が担当している環境ないし社会配慮と、経済配慮の関係がどうなるのかということです。遠藤委員がいわれるように、環境なり社会なりの配慮というのは経済問題とは全然関係ないということで、こ経済との間をスパッと切るということは、こういう考え方が一般的であれば論理的にも非常に正しいと思うのですが、その意味で、遠藤委員の考え方というのはわかりやすいと思うのです。けれども、今までいろいろ勉強してきて思いますのは、例えば先ほどちょっといわれた持続可能な開発の話にしても、なぜ出てきたかということ、昔は経済か環境かということで両者は対立するものだと考えられていたものが、最近は経済も環境もということでウィン ウィンシナリ

オといわれるあの流れがあり、その頂点に持続可能な開発とか発展といわれる考え方が位置しているのです。そうすると、現在の段階では、例えば環境だけ取り上げて議論するとしても、環境と経済の問題は全然別というポジションは、私、取り得ないように思うのです。実際にストックホルムの宣言なり、リオの宣言をみましても、環境問題の根というのは貧困問題であると、これはもう途上国がずっと何十年來言っていることでありまして、だからこそ持続可能な開発の概念が意味あるところなのですけれども、それを、そうではないのだという議論はまだはっきり打ち出されているとは私には思えないのです。

環境と経済はつながっているのだという考え方に賛成するかというと、実は私は学者としては首をひねっているところがあるのですけれども、世の中の流れ、基本的な枠組みの作り方としては、環境と経済というのは一応何か関係があるというようにみられていると言わざるを得ない。このように考えると、事業のニーズの問題というのを環境社会配慮と無関係とそこまで割り切ってしまうことは難しい。経済配慮と環境配慮というのはやはり切り分けることができないうように、今の世界的な常識では言わざるを得ないのではないかと思っているのです。

そうすると、難しいといって首をひねらざるを得ないのですけれども、じゃあ、どのようにつながっているのですかと遠藤委員から聞かれても、いや、こうですというように立派な答えができる自信はないのです。少なくとも、世の中はそのように考えているということを前提とすると、事業ニーズという経済配慮の問題というのは、やはりある程度つながっているということで、この審査会も環境配慮の問題をやるということであれば、事業ニーズという経済配慮の問題についても何らかの言及はせざるを得ない場合がかなりあるのではないかという結論になります。

ただし、私自身もどちらかというとしっくりしないところがあるのですけれども、何かそのように今整理しておりまして、結論としては和田委員がいわれたような方向ではなかるうかと思っております。

**村山委員長**　ちょっと反論の前に私も、非常に大きくて今期の審査会の終わりに議論するにはふさわしいテーマのように思うのですが、委員長としてというよりも、一委員としてぜひ意見を述べたいのですけれども、私自身は質の高い環境社会配慮を行うにはニーズとか、あるいは経済性とか、現地のためになっているのかということを考える。こういった点はもう不可欠だと思っているのです。

なぜかという、先ほどのS E Aの話にも関係するのですけれども、こういった審査、あるいはアセスメントをやる。それで質を上げていくためにはいろいろな案を出し合っ、どの案が一番いいのかということを考えていくことが非常に大事だと思っているわけです。そうすると、仮に環境面、あるいは社会面だけ考えようとする、開発はできるだけ小さい方がいいという話になってしまう傾向があると思うのです。例えば道路をつくるとか、ダムをつくるということ考えた場合、大きいものより小さいものをつくった方が、恐らく環境影響は小さいだろうし、社会圏も小さい。だから、小さいものをつくった方がいい。あるいは極端な話、ない方がいいわけですね。だけれども、それをやるからには何らかのメリットがある。それは何かと考えれば開発ニーズであり、経済性であるわけですね。そう考えると、そういったものと比較をしながらどの案がいいかということを考えていくのが、恐らく理想的な方向だと思っています。

そういう意味では、これまで扱われてきた案件の中でも幾つかの代替案が示されて、どれがいいかという話がありましたけれども、できればそういったものに経済性なり、現地のメリットはどういうものがあるかということと比較しながら議論するということが望ましい方向だと思っているわけです。そう考えると、この点については不可欠であって、これを抜いて議論することはもちろんできますけれども、それよりはこういったものを含めながら議論を進めていくことが望ましいと思っています。

もう一点、これはガイドラインの改定委員会の一番最初のときに出てきたペーパーの中に入っていたのですが、あのときにはJ I C Aとしてはかなり厳しい姿勢があったのかなと思っているのですけれども、もちろん環境社会配慮の質を高めるということも入っていたのですが、もう一つ、事業を中止する場合の措置というような文言が入ったのです。どういう場合に事業を中止するかということも、実は議論の中に入っていたと思います。ただ、その点について余り深く議論されなかった側面もありますが、それでもガイドラインの中には、そういった側面も実は入っているのです。だからこそ、ニーズというのも入っていたし、方向の側面が入っていたと思うのです。

そういう意味で、結果的に今期の審査会ではそこまで議論が進むということにはなかったですけれども、それが決して当初から視野に入っていなかったというわけではないと思っています。少なくとも、経済性とかニーズというのは議論の範囲ではあると思っていましたし、ただし、専門性があるかどうかはわかりませんが、そういうことを抜きにして質の高い配慮とい

うのはなかなか難しいかなと思っています。そういう意味で改善の余地はあるにしても、そういうことを含めていくということは今後もあっていいのではないかなと思っています。これはあくまで一委員としての意見ですので、それぞれいろいろなご意見があると思いますけれども、そういう考え方だということです。

**松本委員** 最後、明確でなかったのですが、その場合、専門性についてはどのように考えるのですか。

**村山委員長** 例えば現地の経済性をどう考えるかというのは、これはもう専門家がいらっしゃるわけですね。この点について、例えば審査会の中に経済学の専門家を入れるとか、そういうことは可能かもしれませんが、私自身はそこまでは考えてないです。これは、ある意味で松本委員がおっしゃった常識の範囲かもしれない。あるいはほかのグループなり、国内審査委員会なり、そういったところで出てきた結果をみて判断するというところかもしれないですね。ですから、この審査会の中で経済性も含めて専門的な議論を始めてしまうと、環境社会配慮審査会という名前自体がおかしくなってしまうので、そこまでは必要ないと思っているのです。ただ、議論の中にそれを含めるかどうかということ考えた場合、それは1つの議論の材料になっているのだと思うのです。いかがでしょうか。この点については、多分ここでは結論はもちろん出ないですし、尽くせないところだと思いますので、もし追加でご意見があればお出しただければと思います。

**遠藤委員** 途上国、特に隣国で、今、開発というのが非常に膨れ上がって、そのために環境破壊が報道されている。また、土地収用問題で暴動が起きている。これは日本の環境問題の何十年前かの話と同じ状況だと思う。我々はそれらの問題を途上国でどのように解決しなければならないかと思うと、先ほどいった経済との関係が非常に深いと考えます。今、事業を行うには環境マネジメントコストを追加しなければなりません。環境配慮を織り込んで、まず経済的にバランスが取れるかを判断します。

次に、人道的な配慮というか、立ち退きとか、貧困の方がさらに貧困になるようなプロジェクト対応に対しては、対象者の意見を酌み取れるようなステークホルダーミーティングを行い、対応する。これもコストに追加されます。それらを含めて、この開発がフィージブルであるということであれば、私たちはゴーサインを出すというか、サポートしてやらなければならないと思います。

ちょっと例が極端になりますけれども、日本はアフリカとか東南アジアでもそうですが、小

学校の無償援助を実施しています。小学校、いわゆる初等教育は、その国が最低限やらなければならないプロジェクトの一つです。その国が経済・財政的に自立して小学校を自分の力で建てられるぐらいの社会的な基盤を整備できるような協力に、我々はノウハウをつぎ込んでやる、資金もつぎ込んでやるというのが、先ほどの持続的な開発につながるのじゃないかなと思っています。

**村山委員長** ほかにいかがでしょうか。今の点は、多分先ほどおっしゃったキャパシティーディベロプメントにもかかわってくる話だと思うのです。本当にそういう意味では将来を見据えた援助が必要だと思うのです。そういうところを審査できるようになれば本当はいいのかもしれないですけどね。なかなかそこまでは……。もしほかにないようでしたら、本文についてはこのあたりで、幾つか追加の文、それから修正等がありましたので、そこは今月中にできる限り終わらせたいと思っています。

それから、前文ですが私の方で書かせていただいたものなのですけれども、こういう形でよろしいでしょうか。何かおかしなことを書いていけば、ぜひご指摘をいただきたいのです。

**渡辺** 1つだけ、前文で一番下から4行目で、「JICAとしても環境社会配慮活動は初めての取り組みであり」とあるのですけれども、これだと全く初めてのようによ読まれてしまいますので、既に現行のガイドラインができる前に環境配慮の活動とかをやっておりましたので、「初めての取り組みが含まれており」とか、表現をご一考いただければと思います。

**村山委員長** わかりました。

**遠藤委員** 下から2つ目のパラグラフで、「外国の援助機関を含めて」というところがございますが、「審査会を運営している例は極めて稀で」という表現ですけれども、この点を確認したのですが、本当に極めて稀なのですか。

**村山委員長** いかがでしょうか。私が知り得る限りそうかなと思っていたのですが。

**松本委員** 調べたことはないですが、NORADにはありますね。NORADは審査会で却下されて事業がポシャったことがありますので、メンバーはこういう形でなかったような、環境省とかからも入っていたように記憶してますけれども、名前も違いますが、少なくとも、最終的な報告書の妥当性をだれか別の人たちがチェックする機能はNORADにはありました。AUSAIDにも何かちょっと似たようなのがあった気がしますが、ちゃんと調べてないのでそこはわかりません。

**村山委員長** そのあたりJICAの方でおわかりになりますか。

**渡辺** 同じようなものを余り聞いたことがないというのが実際のところで、少なくとも、U S A I Dにはないですし、あと世銀、A D Bがこういう形じゃなくて別の形ですから、審査会的なものとしてはないですね。

**遠藤委員** なぜ聞いたかという、近い将来のJ I C A、J B I Cの統合に際して、ほかの国際機関とか援助機関がないようなことを、このままJ I C Aとして維持できるのかどうかというのをちょっと心配しているのです。

**村山委員長** そういう見方をされたということですね。

**遠藤委員** はい。

**村山委員長** わかりました。ちょっとここは考えます。前向きにとっていただけるような表現に変えます。

**松本委員** 今のところで、実は私も気になったところで、逆にこの審査会をつくろうといった改定委員会の議論は、国内ではあるのだから、同じ日本政府として海外の案件も、やはりこういうものをつくるべきだという議論だったと思うのです。つまり、国内であるのだから援助案件にも当然審査会をつくりましょうと、むしろそういう観点だったように記憶しています。

**平山委員** 私も実は似たような疑問をもったのですが、これはU S A I Dなり、世銀なり、A D Bなり、そういうところでみんなやっていることをやっているのではないかと。これは、1つのやり方であって、要するに第三者的な審査機関を設けてアセスをやっている。ただそれだけのことをいっているのだとすると、この文章はちょっとおかしいんじゃないかということを考えておりました。私は、少なくとも環境配慮については第三者の評価といいますが、住民の評価を含めて、そういったものを入れる手続はアセスの基本的なものなので、そういう手続をとっている。要するに、アセスをやっている。審査会については、そこが重要なのだと思っていました。ですから、ここの書き方は、こうした審査会の定義、審査範囲の問題に関する、理解の問題ということになってしまうのですが、こうした審査会というのはどこにでもあるのではないかと、これは実はさっと読んだときに逆に思ったのです。恐らく、私の読み方は広過ぎるということだと思います。先ほどの世銀、A D Bにはないという言い方は審査会の範囲を狭く読んでおられる。そうすると、このような審査会というのは一体何かということになってしまうわけですが、私はこれをかなり広く読んでおりましたが、松本委員がいわれたのも同じような趣旨ではないのかなと、事情を知らないのですけれども、感じております。

**村山委員長** 恐らく、審査会の機能とか役割というように読めば、いろいろなところで行わ

れているというようにいってもいいのかもしれないですね。ただ、審査会をこういう形で組織をして運営をしているという例は、そんなに多くはないと思います。もちろん松本委員がおっしゃったように国内では当たり前、当然のように行われているのですが、援助機関の中でということになると余り多くはないと思います。

**松本委員** 先ほどおっしゃったオランダのE I A委員会を使っているところが多いのです。日本の場合、日本語という壁があるのでE I A委員会にお任せできませんが、例えば世銀なんか、非常に難しい案件なんかはE I A委員会に出したりしてますので、そういう意味では確かに方式は違うのだなと思います。

**村山委員長** わかりました。それでは、「極めて稀で」というのは再検討させていただきます。

**松本委員** ささいなことで、半角の数字と全角の数字があったり、1期が漢字であったりアラビア数字だったりということで、それはちょっと直していただければと思います。

**村山委員長** わかりました。1期が漢数字のところってどこですか。

**松本委員** 下から2つ目のパラグラフ。

**村山委員長** 本当、そうですね。わかりました。そのほか、いかがでしょう。もしないようでしたら、今ご指摘いただいた点を修正して、あしたのうちにはメールでお送りします。本文についても、できればあしたじゅうにメールでお送りいただいて、委員の方々の中で共有させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

あと、添付資料の扱いなのですが、こういう形でお出しをするということでもよろしいですか。場合によっては、なくてもいいということもあり得るのですが、できるだけ各委員のお考えを伝えるという意味では、これを添付した方がいいと思いますけれども、今の形でもよろしいですか。それでは、そういう形でまとめたいと思います。

**松本委員** これは、別にここに書き込むということではないし、後ほどの懇親会でもいいのですが、開かれた場であるということ考えると、せっかくこの2年間を経てどう変わったのかというのを、もう少し公開の場で何かこちらから提供することができればいいなと思っているのです。

ですから、そこには当然J I C Aの中の方にも来ていただき、審査会のメンバーにも来ていただき、あるいは、もしかしたら現地国の政府の人に来てもらってもいいのですが、2年間で何かなされたのかというようなことをもう少し広い場で議論するような場を、これはだれが主催するべきかというのはここで議論するあれではないと思いますが、できればそういう場があ

ったらいいなというように個人的には思っています。この議事録を読んだ人が、じゃあ、うちが主催しようという声をかけていただいても構わないし、JICAの業務として、もしそういう場をもていただければ、それはそれでまた非常にいいと思います。もちろんこの場自体がオープンですけれども、なかなか毎回ホームページをチェックしている人もそんなにいるわけではないので、一度、こういうことをやっているのだという外へのアピールも含めて、公の議論をしてみたらいいというように個人的には思っています。

**村山委員長** ご提案ということですね。そのほか、いかがでしょうか。 よろしいですか。それでは、まとめに関する検討はこういう形で進めたいと思います。

最後、そのほかですが、何かございますでしょうか。

それでは、これできょうの審査会を終わりたいと思います。第1期、今日で最終になります。長い間、どうもご苦労さまでした。田中さん、どうも本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。

**田中(奈)委員** とんでもありません。ご苦労さまでした。

**木下** 最後に、JICA企画調整部の方からも、「どうも本当にありがとうございました」と一言述べさせてください。村山委員長ほか、過去2年間ということで大変な作業を依頼しまして、ここまでやってこれたのも皆さん委員のご尽力のたまものと思います。第2期の審査委員の選定にこれから入りますけれども、ぜひJICAとしても環境社会配慮ガイドラインにのった配慮のあり方を深めて、引き続きよりよい事業のあり方について模索していきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

了